# 無線システム普及支援事業費等補助金
# 地上基幹放送等に関する
# 耐災害性強化支援事業
# 執行マニュアル

（Ver.３．０）

令和２年６月

総務省
情報流通行政局
地上放送課

# 【目次】


**Ⅰ　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1**

「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」
執行マニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

**Ⅱ　交付申請事務マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2**

1　事務のフローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2　「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」
の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3　交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4　事業実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5　補助対象範囲・経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6　当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け・・・・・・・・・・ 11
7　交付申請書の作成と確認のポイントについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
8　耐震性の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
9　書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

**Ⅲ　交付決定・事業の遂行・実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26**

1　交付先の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2　追加資料の提出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3　申請内容の確認・採択・修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
4　交付手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
5　報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

**Ⅳ　交付決定後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28**

1　契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2　計画変更等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3　差金回収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

**Ⅴ　実績報告事務マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32**

1　実績報告書の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
2　経理等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
3　繰越承認を受けた事業の年度終了実績報告書の提出について・・・・・・・・・・・ 35

**Ⅵ　財産処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36**

1　財産処分の種類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
2　財産処分の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
3　国庫納付額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

**Ⅶ　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49**

# Ⅰ　総論

「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」執行マニュアルの位置付け

本執行マニュアルは、「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」（以下「本事業」という。）の事務の執行に当たり関係者が留意すべき点を取りまとめたものである。本事業の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成１７年１１月２５日総基移３８０号、最終改正令和元年総情上第９号。以下「交付要綱という。」）によるほか、本執行マニュアルに基づいて実施するものとする。

## Ⅱ　交付申請事務マニュアル

### 1　事務のフローチャート　直接補助事業

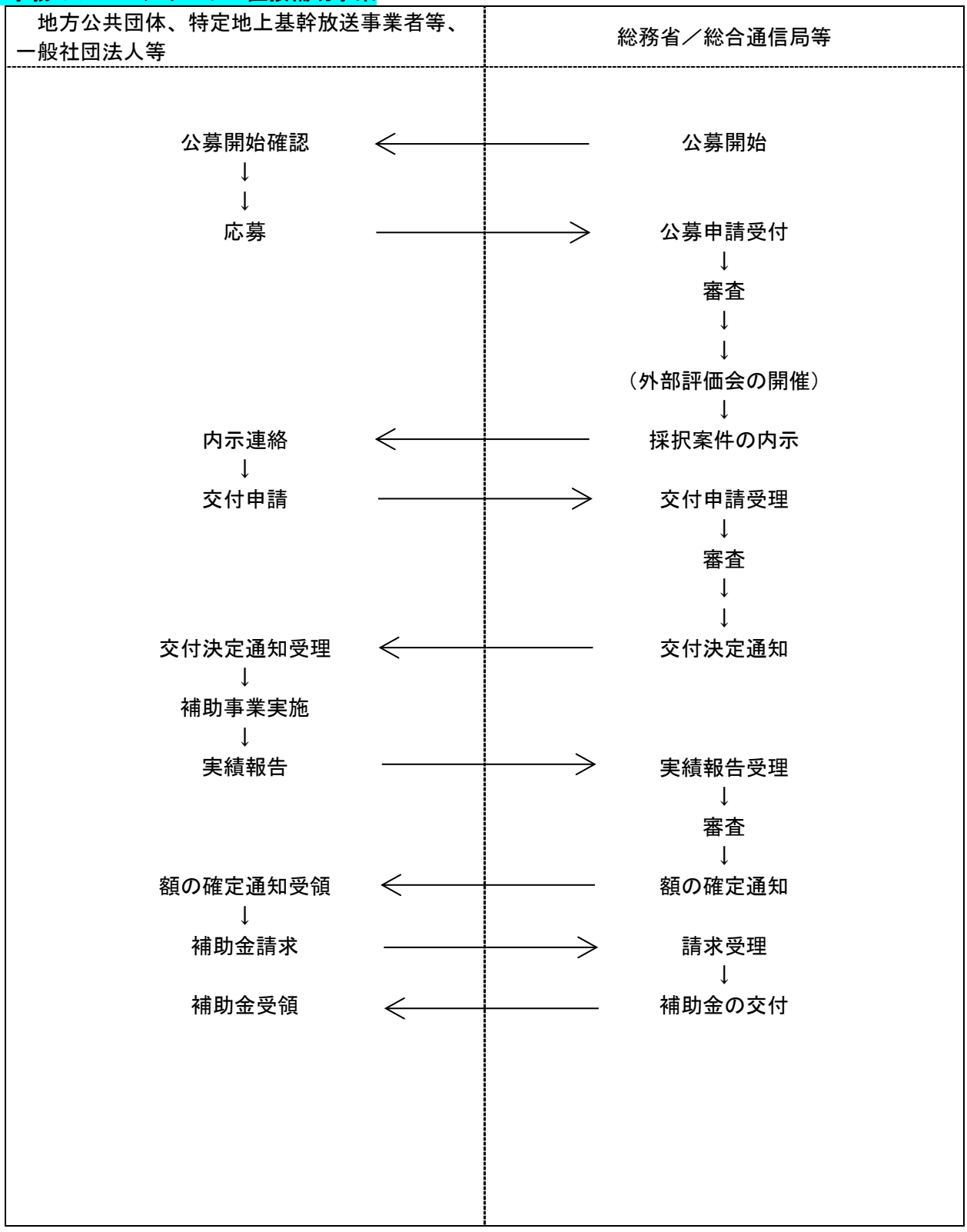

## ２　「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」の内容

本事業の内容については、交付要綱第３条において以下のとおり定義しているところ。

ク　地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送等の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として放送設備等を整備する事業であって、一般社団法人等、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者等、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村が行うもの

本事業の対象となる事業主体は都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、地上基幹放送事業者等（地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者（地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者に限る。）若しくは地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者の連携主体）又は一般社団法人等（一般社団法人又は一般財団法人）とする。また、対象事業は以下の施設・設備の整備とする。（受信障害対策中継放送関係の設備については対象外とする。）

### （１）予備送信設備等の整備

①　予備送信設備の整備
放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）第２条第１２号に規定する放送局の送信設備のうち、既存の送信所においてその機能を代替することができる予備の送信設備（代替送信機、代替空中線）の整備

②　予備番組送出設備の整備
放送法施行規則第２条第１１号に規定する番組送出設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備

③　予備中継回線設備の整備
放送法施行規則第２条第１４号に規定する中継回線設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備

### （２）予備電源設備の整備

放送局の送信設備、番組送出設備又は中継回線設備について、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするための予備電源設備の整備（自家用発電機（燃料タンクを含む。）、蓄電池の整備等）。

予備電源設備が整備されていない施設について新たに整備する場合、既存の予備電源設備の電力供給時間を長時間化するための設備（燃料タンク、発電機等）の増設及び取替えを対象とする（老朽化等に伴い単に取替える場合や長時間化の目的が不明瞭な場合は対象外。）。

※（１）及び（２）の予備設備について、すでに予備設備を設置し「二重化」を行っている場合に、さらに当該予備設備を追加し「三重化」以上を行う場合も対象とする。ただし、公募の際に予算額を超える応募があった場合、事業の採択に当たって「三重化」以上を行う事業は「三重化」未満を行う事業に劣後することがある（例えば、「三重化」を行う事業が「二重化」を行う事業に劣後する。）。

※（１）及び（２）の予備設備について、可搬型の設備も対象とする。なお、（１）①予備送信設備について、可搬型の設備を整備する場合は、代替送信機・代替空中線に加えて予備送信機・予備空中線を対象とする。

## ３　交付額

| 額 | 対象 |
|---|---|
| 補助対象経費の２分の１に相当する額 | 都道府県、都道府県の連携主体又は市町村 |
| 補助対象経費の３分の１に相当する額 | 一般社団法人等、認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者等 |

算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

## ４　事業実施期間

### （１）単年度事業

補助事業は単年度事業である。したがって、原則年度内に事業が完了していなくてはならない。この場合、補助事業の完了日とは、工事の検査を完了した日を指し、単に工事が完了するだけではなく、整備された施設・設備を用いて放送サービスを提供できる見通しがたっている状態であることをいう。

### （２）年度内執行について

補助事業は交付申請書に記載した完了年月日までに終えることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、適正化法第７条第１項第５号及び交付要綱第１１条（事故の報告）に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点で速やかに総務大臣に上記の事故報告を提出し指示を受けること（合理的な説明を求められることがあるので、事前に総務省に相談すること。）。

## ５　補助対象範囲・経費

### （１）補助対象範囲の考え方

「補助対象設備」、「補助対象経費」については、交付要綱第４条及び別表第２で以下のとおり規定されている。

別表第２

| 事業の区分 | 経費区分 | 内容 |
|---|---|---|
| 12　無線システム普及支援事業（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業に限る。） | (1) 施設・設備費 | ア　次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費<br>（ア）予備送信設備<br>（イ）予備電源設備<br>（ウ）予備中継回線設備<br>（エ）予備番組送出設備<br>（オ）その他事業を実施するために必要な経費<br>イ　アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費<br>ウ　附帯工事費 |
| | (2) 用地取得・道路費 | ア　前号の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）<br>イ　附帯工事費 |

| | | |
|---|---|---|
| | (3) 企画・開発費 | ア　ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）<br>イ　その他事業を実施するために必要な経費 |

具体的に、本事業においては、補助対象設備及び補助対象経費を以下のとおりとする。

① 施設・設備費

事業に必要な施設・設備の設置等に要する経費

| メニュー | 内容及び施設・設備例 |
|---|---|
| （ア）予備送信設備 | 放送局の送信設備について、その機能を代替(※)することができる予備の送受信設備の整備<br>・　信号生成装置（レベル調整装置）、変調器、受信装置、周波数変換装置、電力増幅装置、電力合成装置、出力フィルター、疑似空中線等<br><br>放送の送受信及び中継等に必要となるアンテナ設備<br>・　（オ）⑤送受信アンテナの内容及び施設・設置例に準ずる。<br>（※）可搬型の設備を整備する場合は、予備送信機・予備空中線も対象とする。 |
| （イ）予備電源設備 | 放送局の送信設備、番組送出設備又は中継回線設備について、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするための自家用発電機（燃料タンクを含む。）又は蓄電池の整備<br>・　無停電電源装置、燃料電池、蓄電池、非常用発電装置、電源切り替え盤、燃料タンク等 |
| （ウ）予備中継回線設備 | 中継回線設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備<br>・　中継回線設備：中継送受信装置、周波数変換装置、電力増幅装置、電力合成装置、出力フィルター、疑似空中線等<br>・　伝送用専用線：回線終端装置、伝送線路設備（光ファイバー、同軸ケーブル）、回線交換装置、ルーター、L2/L3 スイッチ、保安装置等<br>・　ＳＴＬ設備、ＴＴＬ設備、放送波中継回線設備、有線伝送設備等<br><br>放送の中継に必要となるアンテナ設備<br>・　（オ）⑤送受信アンテナの内容及び施設・設置例に準ずる。 |
| （エ）予備番組送出設備 | 番組送出設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備<br>・　演奏設備、自動番組送出装置、監視モニター設備、遠隔制御装置等 |
| （オ）その他事業を実施するために必要な経費 | （ア）～（エ）の設備の設置に伴い必要となる下記の経費 |
| ① 局舎 | 放送の送受信及び中継等の拠点となる局舎施設に設置する放送設備を収容するボックス（鉄塔や電柱などに取り付けるものを含む）<br><br>対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。<br>・　ボックスを新設する工事（基礎工事、局舎建設工事、屋根防水工事、内装工事、ラダー工事、照明・コンセントなど電気配線工事、接地工事、換気扇・空調工事、消火設備等）<br>・　既存局舎及びボックスを改修・増設する工事（間仕切り工事、放送設 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 備を収容するためのスペース拡張工事、その内装改修工事、ラダー改修・移設・増設工事、照明・コンセントなど電気配線改修・移設・増設工事、接地工事、換気扇・空調工事などの設備改修・移設・増設工事、消火設備の改修・移設・増設工事、局舎の強度補強工事、その他既存設備を改修・移設する工事等） |
| | ② 鉄塔 | 放送の送受信及び中継等の拠点となる鉄塔施設<br><br>対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。<br>・　既存鉄塔の改修工事：既存鉄塔を使用するために改修する工事<br>・　既存鉄塔の強度補強工事：既存鉄塔の強度確保するための改修工事 |
| | ③ 外構施設 | 外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装、防草対策（防草シート等）、取り付け道路整備 |
| | ④ 受電設備（電力引込み送電線を含む。） | 電力会社等から電源供給された電源を、放送の送受信及び中継等に安定使用するための設備<br>・　受電柱、高圧受電設備、受電盤、配電盤、分電盤、変圧トランス、耐雷設備等 |
| | ⑤ 送受信アンテナ | 放送の送受信及び中継等に必要となるアンテナ設備<br>・　送信用アンテナ（スーパーターンスタイルアンテナ、双ループアンテナ、八木アンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置、空中線切り替え装置、上・下給電装置等）<br>・　受信用アンテナ（八木アンテナ、リングアンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置等）<br>・　中継用アンテナ（パラボラアンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置等）<br>・　既設送受信アンテナを共用するために必要な設備（空中線共用装置等） |
| | ⑥ 電源設備 | 放送の送受信及び中継等に必要となる電源設備<br>・　耐雷トランス、整流電源装置、安定化電源装置、高調波フィルター等の他、（イ）予備電源設備の施設・設置例に準ずる。 |
| | ⑦ 監視制御・警報・測定装置 | 放送の送受信及び中継等に必要となる監視制御・警報・測定装置<br>・　システム監視制御装置、システム警報装置、アラーム通報装置、遠隔監視装置、空中線監視装置、放送番組モニター、電力監視計、測定装置等 |
| 上記に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 | | 交付要綱別紙のとおり。 |
| 附帯工事費 | | 事業の工事全般に係る以下の経費<br>○調査設計費：決定後に実施する現場調査、詳細設計（注）<br>○施工・構築費（注）<br>○改修補強費：施設および電柱（自営柱、電力柱、ＮＴＴ柱等）等の改修・補強に係る費用<br>○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等） |

（注）調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

② 企画・開発費

事業を実施する上で必要となるシステムの企画・開発に要する経費

| メニュー | 内容及び具体例 |
|---|---|
| ソフトウェア購入費 | 事業を実施する上で必要となるソフトウェア購入費用（パッケージ購入費、ライセンス費　等）　Ⅱ　５－別紙参照 |
| その他事業を実施するために必要な経費 | ソフトウェア改修費（予備送信設備、予備中継回線設備、予備番組送出設備などを機能させるために必要となる既存放送ソフトウェアの改修等）等 |

## （２）補助対象とならない経費等

| | |
|---|---|
| ①　交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、補助事業の目的に沿わないもの | |
| ②　交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、使用目的や効果が不明確なもの | |
| ③　事業完了の翌年度内において供用されない設備 | |
| ④　交付決定前に実施した工事費用等 | 事前着工（注）した工事費用。<br>（注）交付決定日より前に締結された契約（※）及び工事着工をいう。<br>（※）「交付決定日前に締結された契約」とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。契約には、書面だけでなく口頭による合意を含む。<br>また、申請書作成のための見積作成費用・現地調査費用等で、交付決定前に行われたものは交付対象とならない。よって、何らかの理由により交付決定日より前に工事に着工する場合は、交付決定日より前に着工した工事の全てを補助対象外とすること。 |
| ⑤　消費税 | 地上基幹放送事業者等が事業主体の場合には対象外とする。 |
| ⑥　事務費 | 地方公共団体が事業主体である場合の地方事務費等は交付対象外である。 |
| ⑦　ランニングコスト | ○共架料（電柱使用料）<br>○各種機器等の保守・維持管理・修繕費用<br>○燃料費<br>○管路使用料<br>○電波利用料<br>○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの<br>○送信所用地の賃借料<br>○保守サービス、監視サービス等のサービス加入料金　　等 |
| ⑧　原則、予備品は補助対象としない。 | |
| ⑨　完成図書は１事業につき１セットの費用を上限として補助対象とする。<br>なお、連携主体の場合は、１放送事業者につき１セットの費用を上限とする。 | |

注　工事着工とは

一般的に補助事業において工事を発注する場合、①工事内容を複数の業者に提示、②入札（又は合い見積もりの提出）、③落札者（又は契約者）の決定、④最低価格を提示した業者と契約（契約書の交付）、⑤現場工事に着手、の順に手続きが行われる。この手続き中、①、②及び③は交付決定前に行っても補助対象となるが、④及び⑤は交付決定後に行わなければ補助対象とはならない。

Ⅱ　５－別紙

# ソフトウェア購入費用の補助対象範囲

ソフトウェアの補助対象は以下のものとする。

１．パソコン（別表）

基本ソフト（ＯＳ）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンとのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に補助対象とする。

２．サーバ（別表）

補助金事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に補助対象とする。

３．インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、Ⅱ　５－別表の補助対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、補助対象外ソフトの導入を妨げるものではないが、補助対象及び補助対象外のソフトウェアを合わせて購入する場合は、補助対象となるソフトウェアを区分すること。おって、セキュリティソフトについては、新種のウイルスに対応するため、導入後、一定期間ごとに料金を支払い、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利を更新（又は取得）する仕組みがあるが、このような場合については、財産処分制限期間以上の使用期間が確保できるセキュリティソフトの購入費は補助対象とし、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利のみに係る経費については補助対象外となる。

（注）　「ソフトウエア購入費」、「ライセンス費」とは、ＣＤ－ＲＯＭ等メディアの有無に関わらずソフトウェア（ライセンス）の使用期間の期限が定められていないものについて「ソフトウェア購入費」、ソフトウエア（ライセンス）の使用期間が定められているものであって、提供されている最短の使用期間のものを「ライセンス費」という。なお、ライセンス費については、重複投資とならないように、従前の契約内容を確認すること。

補助対象とする具体的なソフトウエア（ＰＣ、サーバ）

Ⅱ ５－別表

| 区分 | 対象ソフト | 必要な機能の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ①基本ソフト | ＯＳ | 入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。 | OS：オペレーティングシステム |
| ②各サーバの管理・運用に必要なソフト | ＵＰＳソフト | 電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。 | UPS：Uninterruptible Power Supply（無停電電源装置） |
| | ウイルス対策ソフト | コンピュータウイルスを検出、駆除等する。（個別サーバ用）【ウィルス検出／駆除／キックバック機能】 | |
| | ＲＡＩＤソフト | 複数のハードディスクをまとめて１台のハードディスクとして管理する。 | RAID：Redundant Arrays of Inexpensive Disks<br>別名：ディスクアレイ |
| | システムバックアップソフト | サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。 | |
| ③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト | Ｐｒｏｘｙソフト | 内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス／キャッシュ機能】 | |
| | FireWall ソフト（ネットワーク監視ソフト） | 外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウィルス対策／認証機能】 | ウィルス対策用ソフトとしては、ゲートウエイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。 |
| | ネットワーク管理ソフト | 構成管理、 障害管理、 性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。 | |
| | ＦＴＰソフト | クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】 | FTP：File Transfer Protocol |
| | 暗号化ソフト | ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】 | |
| | 負荷分散ソフト | 各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】 | SLB（Server Load Balancing）等 |
| | ＬＤＡＰソフト | イントラネットなどの TCP/IP ネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】 | LDAP：Lightweight Directory Access Protocol<br>ﾃﾞｨﾚｸﾄﾘ･ｻｰﾋﾞｽ：ﾈｯﾄﾜｰｸ上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたｼｽﾃﾑ。ﾕｰｻﾞやﾈｯﾄﾜｰｸ資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。 |

注：整備（使用）計画を策定する際、整備するソフトについて対象ソフトの「区分」に従って分類する必要があります。区分等に疑義が生じた場合は個別に相談すること。

**（３）補助対象設備、補助対象外設備を審査する際の基本的考え方**

① 整備しようとする施設・設備が交付要綱第３条（定義）で定める「補助目的」の達成のために真に必要なものであり、余分なもの、過剰なものを整備していないか。

・ 補助目的に合致しない施設・設備は、例え上記（１）に該当しても、補助対象設備とは認められない。(放送のために必要とは言えないもの、使用時期が未定、使用目的や効果が不明確　等)

・ 補助目的に合致する施設・設備であっても、個々の事業内容に鑑みて、その事業の目的の達成に最低限必要となる施設・設備のみを対象とし、他のものは補助対象設備とは認められない。

・ 放送法第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準（いわゆる「安全・信頼性に係る技術基準」）に適合させるために行われる施設・設備の整備は補助対象設備とは認められない。

・ 設備の設置にあたっては放送法関係法令において耐震対策として定める措置を満たすこと。放送法関係法令において耐震対策として定める措置を越える措置は、原則、交付対象としない。放送法関係法令や交付要綱等の趣旨を踏まえて、耐震性を確保する必要性や設置工法について検討すること。

② 整備した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるものであるか。市町村合併などを予定している場合には、整備された施設・設備が新市町村でも引き続き有効活用されるものであるか。

③ ＩＣＴ関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいものであることから、耐用年数が満了する前に、十分な効果が発揮できなくなるようなものではないか。

④ 既存のインフラを有効活用できているか。既設の未利用施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうようなものではないか。

⑤ 調査設計費や撤去費は、施設の整備に必要な最低限の費用であるか。特に調査設計費や撤去費等については、補助金の目的から逸脱していないか、著しく過大となっていないかを確認すること。

**（４）施設・設備費について**

交付対象は、予備設備等の設置に必要となる施設・設備の整備に要する経費に限定される。

（１局所で複数の事業者が整備する場合において、１者のみが特定の設備を設置する場合等においては、当該特定の設備の必要性を十分に精査すること。）

① 施設・設備の設置に要する経費について

空中線、送受信機等の放送機器といった、補助事業者の固定資産となる物品の設置に係る経費が対象となる。

② 附帯施設の設置に要する経費について

上記①に該当するもののほか、交付要綱に記載されている附帯施設についても、その設置に係る経費が対象となる。

③ 附帯工事費について

附帯工事費は、予備設備等の設置に係る経費のうち、主に工事作業に必要となる経費全般のことをいう。具体的には以下のような経費が対象となる。

ア 設備の建設、据付工事、進入路工事や基礎工事に係る経費等

イ 調査設計費：交付決定後に契約し、実施する現場調査、詳細設計等に係る経費（調査、設計、施工に付随して必要となる電柱共架等許可申請、道路の利用等に係る官公庁への手続等の代行等の費用を含む。）。ただし、事業実施主体が自らこれらの調査設計等を行う場合の事務費・旅費等は補助対象とならない。

ウ 改修補強費：施設及び電柱（自営柱、電力柱、ＮＴＴ柱等）等の改修・補強等の工事に係る経費等。ただし、電力柱やＮＴＴ柱等他者の所有物の改修・補強については、経費負担が必要となる理由を示すこと。

エ 設備等の撤去に係る経費：撤去費については、建物等の既存の設備等を撤去しなければ本事業を遂行できない場合等、本事業を実施するために直接必要があると認められる場合に限り、補助対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事や既存の予備送信設備等及び予備電源設備の撤去費については補助金の対象

ならない。

オ　諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）：予備設備等を整備する際に必要となる諸経費を補助の対象とする（本マニュアル「Ⅱ７（４）①ク」参照）。

**（５）用地取得費・道路費について**

①　用地及び道路の整備に要する経費

予備設備等の設置に当たって必要となる不動産の購入や用地の造成、道路の整備等の経費については、必要最小限の範囲内で補助対象とする。道路の整備については、必ずしも最短の経路である必要はないが、整備の必要性を合理的に説明できる経路・距離であることが求められる。

②　附帯工事費

上記①を実施するための工事及び当該工事に係る諸手続、測量の代行に係る経費を補助対象とする。ただし、事業実施主体の社員の給与（事務費等の人件費）や出張に係る経費等については、地方公共団体の事務費の取扱い同様に、請求関係が明らかでないことから補助対象とならない。

「（５）用地取得費・道路費」のうち、土地購入に係る費用については、原則補助対象として認めない。補助対象とする申請についてはあらかじめ本省に相談すること。

## ６　本事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

本事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。

また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり。

**（１）費用按分**

①　費用按分が必要なケース

- 事業目的以外の利用のために機器等の施設・設備を追加整備する場合
- 事業目的以外のネットワークと相互接続するための機器等の施設・設備を整備する場合
- その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を補助対象外とする場合）　等

②　費用按分の対象経費

- 単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- 出精値引き等（実績報告時）
- 消費税
- 消費税仕入控除税額

③　費用按分方法の基本的考え方

- ケースに応じて個別に判断する。

**（２）対象施設（設備）で区切る場合**

補助事業と併せて、事業内容が同じ事業（いわゆる継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

**（３）費用を折半する場合**

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

**（４）交付対象外の民放・ＮＨＫと共同整備する場合の費用の切り分けの考え方**

交付対象外の他局と共同整備する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象設備で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。少額であっても交付

対象外の他局に補助金による支援が発生しないように配慮した上で、それぞれの事業内容等を勘案した合理的な方法を採用すること。

## 7　交付申請書の作成と確認のポイントについて

（交付申請にあたっての留意点）
ⅰ　交付申請及びそれに伴う交付決定は補助事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

ⅱ　次のような事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要
・補助金の額が５０万円未満となる事業。

### （１）提出書類について

①　はじめに

ア　申請書は正本（交付要綱様式第１号。代表者の押印があるもの）と副本（正本をコピーしたもの）の２部を提出すること。

イ　交付要綱様式第１号により作成する申請書、同様式別紙１第１７「補助事業の概要」及び別紙２「工事概要書」、見積書等は内容を必ず一致させること。

ウ　交付対象外の他局との共同整備を実施する場合は、補助事業と別事業との区分がわかるようにすること。また、概要図、見積書等については、対象部分がわかるよう記載又は色分け等をすること。

エ　交付要綱に定める様式の他、基幹放送事業者等以外が事業実施主体となる場合には、本事業により整備する電気通信設備の変更許可申請等の確約書を添付すること。

②　申請書の構成について

交付要綱様式第１号に基づき、以下の資料を順番に編さんのこと。

ア　申請書（交付要綱様式第１号）
イ　補助事業の概要（交付要綱様式第１号別紙１第１７）
ウ　添付書類　整備計画書**(資料１)**
エ　添付資料　契約予定内容に関する調査票**(資料３)**
オ　補足資料（予備電源設備を増設・取替える場合、長時間化することを確認できる資料、等）
カ　補助金以外の事業の経費負担者等
キ　その他参考となる資料
ク　見積書**(資料２－１、２－２)**

- 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書は、補助事業者が自ら作成すること（工事業者・機器メーカー作成の見積書も添付すること。）
- 事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下の「見積書について」を参照すること。
- 公募申請時は下見積もり（参考見積）での提出可。ただし、採択の内示から交付申請までは短期間となることから、公募申請時にできる限り正確な事業費算出を行うことが望ましい。
- 見積書の記載されている費目が、Ⅱ５の「補助対象範囲・経費」のいずれかに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は総務省に相談すること。

ケ　工事概要書（交付要綱様式第１号別紙２）（工事が必要な場合のみ）
　　添付図面　(1)用地付近の見取り図
　　(2)設計の概要図

コ　補助事業を連携主体が行う場合、次の資料
・その連携主体を構成する全団体を列記したもの
・申請書を提出する地方公共団体又は法人が、連携主体の代表団体であることが確認できるもの

サ　口座設置届出書**(資料４)**
シ　申請確約書**(資料５)**
ス　参考資料
必要に応じてア～コの補足説明資料（理由書等を含む）を添付のこと。また、補助事業が地方公共団体（県域・広域放送については都道府県、コミュニティ放送については市区町村）の意向を反映したものである場合（地方公共団体が定める国土強靱化地域計画に沿ったものである場合、地方公共団体に事業の必要性を確認したものである場合等）は、その内容がわかる資料（国土強靱化地域計画の抜粋、地方公共団体の確認書等）を添付のこと。
例）他局との費用按分を具体的に整理したペーパー（他局との共同整備の場合）、○○○を当該事業で整備する理由（総務省から審査の際に求めることがある）　等

**（２）申請書及び補助事業の概要の作成について**

使用する様式は、それぞれ交付要綱様式第１号、第１号別紙１７である。

交付要綱様式第１号及び同様式別紙１第１７の補助金申請額を記載する欄について、経費区分ごとに千円未満の切り捨てをせず事業費全体の補助率を掛けた額が合計額となるよう、経費区分ごとの補助金額について端数処理（四捨五入等）をすること。

地上基幹放送事業者等が実施主体であって、地方公共団体が費用負担する場合については、備考欄にその内容を記載すること。

【様式第１号　「補助事業の目的」記載例】

○○送信所及び○○送信所について、商用電源の供給停止への備えとして、予備電源設備を新たに整備する。

災害等により○○演奏所～○○中継局間の無線中継回線が途絶した場合においても放送を継続可能とするため、ＩＰネットワーク回線を使用した予備中継回線設備を整備する。

**（３）整備計画書及び添付書類の作成について**

資料１及び資料３参照

**（４）見積書の作成について**

①　表紙
ア　申請者名（代表者名）
イ　日付
ウ　事業名（「○○放送」地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」）と記載すること。

②　内訳書について
ア　経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
イ　経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
・　補助対象、補助対象外の費目が細かくなる場合には、別表でまとめること。
・　<u>○○一式△△円となっている場合は内訳表にその具体的な内容を記載すること。内訳表では○○一式という内容での記載は認められない。</u>
ウ　見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
エ　同一事業者が複数局所を整備する場合は、物品単価や工事単価を統一すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
オ　機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。
・　確認のポイント
→　他事業者の相見積りを取る　※相見積りに際して取得した資料も添付のこと
→　補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
→　積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
→　同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する

カ　購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
キ　工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
ク　他事業と費用を按分する場合、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、資料２－１及び資料２－２のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法について、当該マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
ク　諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率計上とする場合には、何の基準に基づいているか確認出来る資料を添付すること。率計上によらず必要な経費を積上げる場合は、経費の内訳が確認できるよう、細目を明らかにすること。
ケ　撤去費・移設費については、既存施設を撤去・移設しなければ新施設の建設事業が実施できないなどの事情が確認出来る資料（交付対象とする撤去工事の範囲が確認できる図面等）を添付すること。なお、アナログ中継局の設備等を撤去する費用は、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第７８条においてアナログ中継局の免許人に対し空中線等の撤去を義務づけられているため、補助対象とすることは適切ではない。
コ　費用の計算の際は、１，０００円未満の端数は四捨五入等の基準による切上げ処理はせず、経費区分（施設・設備費／用地取得費・道路費）ごとに切捨て処理を行うこと（表計算ソフトでは表示されている数値とは異なり、自動で切り上げ処理がされる場合があるため注意すること。）。
サ　工事業者が作成した見積書については、見積書の宛名が補助事業者であること。なお、複数の放送事業者が共同で中継局を整備する場合においても、工事業者が作成する見積書は補助事業者毎に単独の見積書を作成するか、見積書の詳細項目毎に事業者毎の費用を明記させること。

**（５）添付図面について**

①　添付図面は、補助金で整備する施設・設備の内容を把握できるものとすること。
②　添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象となる部分と補助対象外となる部分を色分けすること。他事業者と共建の場合は、本補助金によって整備する部分が容易にわかるようにすること。
③　添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（配置図、鉄塔、局舎の立面図・平面図、伝送路線路図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図、放送機器設置図、等、施設・設備の内容が把握できる資料により構成すること。
④　添付図面に記載された機器等と見積書との整合性（機器名称の統一等）がとれていること。

## ８．その他

本事業に応募する場合、申請書提出前に申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局等に申請内容について事前相談すること。

## ９．耐震性の確保について

会計検査院から、平成 29 年 10 月 24 日付で通信・放送ネットワークの耐災害性強化等を目的として実施している補助事業について、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 36 条の規定に基づく改善の処置要求があった。

実施主体においては、補助事業の実施に当たり、放送法関係法令等に基づく耐震対策がより一層徹底されるよう、所要の耐震性確保の検討に配慮し、当該処置要求における検討事例及び留意点を活用すること。

（会計検査院プレスリリース URL）
平成 29 年 10 月 24 日「会計検査院法第 36 条の規定による処置要求」
http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/29/h291024_04.html

## ９．書類の提出

書類の提出は、管轄する総合通信局等（沖縄総合通信事務所を含む。）に正本１通、副本１通及びＣＤ－Ｒ等の電子媒体１式を持参若しくは郵送又は補助金申請システム（JGrants）（https://jgrants.go.jp/）（以下、Ｊグランツという。）により提出すること。
詳細については Ⅱ　８別紙１ を参照すること。電子ファイルについては、 Ⅱ　８別紙１ のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

（提出先）

| | |
|---|---|
| （北海道）<br>北海道総合通信局情報通信部放送課<br>〒060-8795 札幌市北区北８条西 2-1-1<br>札幌第１合同庁舎 12F<br>電話：011-709-2311(内:4667)／<br>FAX：011-708-5151<br>e-mail：houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp | （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）<br>東北総合通信局放送部放送課<br>〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23<br>仙台第２合同庁舎<br>電話：ラジオ担当 022-221-0671<br>テレビ担当 022-221-4710<br>FAX：022-221-1808<br>e-mail： hoso-tohoku@ml.soumu.go.jp |
| （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）<br>関東総合通信局放送部放送課<br>〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1<br>電話：ラジオ担当 03-6238-1705<br>テレビ担当 03-6238-1706<br>FAX :03-6238-1719<br>e-mail：kanto-hoso@ml.soumu.go.jp | （新潟県、長野県）<br>信越総合通信局情報通信部放送課<br>〒380-8795 長野市旭町１１０８<br>長野第一合同庁舎<br>電話：026-234-9939／FAX：026-234-9999<br>e-mail：shinetsu-digital@ml.soumu.go.jp |
| （富山県、石川県、福井県）<br>北陸総合通信局情報通信部放送課<br>〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60<br>金沢広坂合同庁舎<br>電話：ラジオ担当 076-233-4494<br>テレビ担当 076-233-4492<br>FAX：076-233-4499<br>e-mail ：hokuriku-hoso@ml.soumu.go.jp | （岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）<br>東海総合通信局放送部放送課<br>〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目 15 番 1<br>名古屋合同庁舎第三号館<br>電話：放送総括担当 052-971-9148<br>第一ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送担当 052-971-9110<br>FAX:052-971-9394<br>e-mail ： tokai-hoso@soumu.go.jp |
| （滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）<br>近畿総合通信局放送部放送課<br>〒540-8795 | 電話：音声放送担当 06-6942-8568<br>テレビ放送担当 06-6942-8624<br>ＦＡＸ ： 06-6942-7622<br>e-mail ： onsei-kinki@ml.soumu.go.jp |

| | |
|---|---|
| 大阪市中央区大手前１丁目５番 44 号<br>大阪合同庁舎第１号館４階 | |
| （鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）<br>中国総合通信局放送部放送課<br>〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36<br>電話：082-222-3384<br>FAX：082-502-8153<br>e-mail：chugoku-hoso@ml.soumu.go.jp | （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）<br>四国総合通信局情報通信部放送課<br>〒790-8795 松山市味酒町２丁目 14－4<br>電話：089-936-5038／FAX：089-936-5014<br>e-mail：shikoku-housou@ml.soumu.go.jp |
| （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）<br>九州総合通信局放送部放送課<br>〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1<br>第一放送担当（福岡県、佐賀県、長崎県）<br>電話：096-326-7874<br>第二放送担当（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）<br>電話：096-326-7875<br>FAX：096-326-7867<br>e-mail：h-hoso@ml.soumu.go.jp | （沖縄県）<br>沖縄総合通信事務所情報通信課放送担当<br>〒900-8795　那覇市旭町 1-9<br>カフーナ旭橋Ｂ街区　５階<br>電話：098-865-2307　FAX：098-865-2311<br>e-mail ： okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp |

本省：〒100-8926　東京都千代田区霞ヶ関２－１－２中央合同庁舎第２号館
総務省情報流通行政局地上放送課企画係（TEL:03-5253-5949、FAX:03-5253-5794）

# 「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」提出書類一覧表

**以下の書類を管轄する総合通信局等に持参若しくは郵送又はＪグランツにより提出すること。**

| 提出書類 | 書式 | 紙媒体<br>※１ | 電子ファイル | | 注意事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ﾌｧｲﾙ名<br>※２ | ﾌｧｲﾙ形式<br>※３ | |
| 公募申請書 | Ⅱ８<br>別紙２ | ・**A4 版片面印刷** | ○○00 応募 | MS-Word | ・**公募申請時のみ提出**<br>・Ｊグランツにより申請する場合は**不要** |
| 交付申請書<br>（様式第１号） | 交付要綱<br>参照 | ・公印を押印した申請書の原本を提出<br>・**A4 版片面印刷** | ○○10 申請 | MS-Word | ・プリントアウトした時に **A4 版２枚**となるよう調整<br>・Ｊグランツにより申請する場合は**不要** |
| 別紙１第１７　地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の概要 | 交付要綱<br>参照 | ・**A4 版片面印刷** | ○○11 別紙 | MS-Word | ※４ |
| 上記別紙１第１７に定める添付書類「整備計画書」 | 資料１ | ・**A4 版片面印刷** | ○○20 添付 01<br>○○20 添付 02<br>… | 任意 | ※４ |
| 上記整備計画書の添付資料 | 資料３等 | ・**A4 版片面印刷** | ○○21 添付 01<br>○○21 添付 02<br>… | 任意 | ※４ |
| 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法 | 様式適宜 | ・**A4 版片面印刷** | ○○22　補助以外 | 任意 | ※４ |
| 交付申請書に定める添付資料「補助事業に要する経費の見積書」 | 資料２ | ・適宜 | ○○30 積算 01<br>○○30 積算 02<br>・<br>・ | MS-Excel | ・書類の右肩に**資料番号**を記載<br>・資料番号は、**ファイル名の番号**と一致。<br>※○○30 積算 01←ﾌｧｲﾙ名の番号<br>※４ |
| 上記に関連する工事業者・機器メーカー作成の見積書 | | ・写し可 | ○○30 工事（機器）見積 01 | 任意 | ※４ |
| 様式第１号別紙２「工事概要書」 | 交付要綱<br>参照 | ・**A4 版片面印刷** | ○○40 工事 | MS-Word | ※４ |
| 添付図面 | | ・適宜 | ○○41 図面 | 任意 | ・可搬型の設備を整備する場合、実装図を提出すること。<br>※４ |
| ＜連携主体の場合＞<br>連携主体の構成団体一覧 | 様式適宜 | ・**A4 版片面印刷** | ○○70 連携 | 任意 | ※５ |
| ＜連携主体の場合＞<br>連携主体の代表承認書 | 様式適宜 | ・公印を押印した申請書の原本を提出 | ○○71 連携 | Adobe PDF 等 | ・申請主体が**連携主体**の場合のみ<br>・電子ファイルは紙媒体をスキャンしたもの<br>・代表団体以外の構成団体が押印<br>・１団体につき１枚でも、全構成団体で１枚でも可<br>※５ |
| 口座設置届出書 | 資料４ | ・押印した申請書の原本を提出 | ○○80 口座 | MS-Word | ※４ |
| 申請確約書 | 資料５ | ・押印した申請書の原本を提出 | ○○90 確約 | MS-Word | ・申請主体が地方公共団体等の場合のみ<br>※５ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 参考資料 | | | | | ※５ |

※１　すべてＡ４版で提出すること。ただし、図表等でＡ４版ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限りＡ３版で提出すること。

※２　ファイル名の〇〇の部分は｛申請主体名｝とする。申請主体名は略称で可。
また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。
例：　総務市 10 申請.doc

※３　フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**

※４　Ｊグランツにより提出する場合は「その他書類」の「必須項目」に添付すること。

※５　Ｊグランツにより提出する場合は「その他書類」の「添付ファイル」に添付すること。

Ⅱ　８　別紙２

番　　号
年　　月　　日

総務省情報流通行政局長　殿

申請者の名称　代表者氏名

「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」
公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類（注）を添えて申請します。

１　無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

２　補助事業の概要

３　整備計画書（添付資料を含む。）

４　見積書

５　工事概要書（添付図面を含む。）

６　＜連携主体の場合＞連携主体の構成団体一覧、連携主体の代表承認書

７　その他参考資料

（担当者欄）

所属部署名：
役職名：
氏名：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
Ｅ－ｍａｉｌ

（注）公募申請書類への公印の押印は不要。

資料１

# 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業・整備計画書

**朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。**

| | | |
|---|---|---|
| 申請主体 | 申請主体名 | 株式会社○○放送 |
| | 代表団体の長名 | 代表取締役社長　総務　太郎 |
| | 担当者連絡先 | ○○部○○部長　総務一郎<br>電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：********@++++. jp |

**事業概要**

①事業内容

○○送信所及び○○送信所については、地震等による商用電源の供給停止への備えとして、現行の予備電源設備に加え、○○送信所には蓄電池装置、○○送信所には自家用発電機及び燃料タンクをそれぞれ新たに整備して、電源供給時間の長期化を図る。

②事業費

（単位：千円）

| | 事業費（全体） | 事業費（補助対象） | 補助金申請額 |
|---|---|---|---|
| 施設・設備費 | ○○○、○○○ | △△△、△△△ | □□□、□□□ |
| 用地取得費・道路費 | | | |
| 企画・開発費 | | | |
| 合計 | ○○○、○○○ | △△△、△△△ | □□□、□□□ |

**整備箇所１（複数箇所ある場合は　整備箇所２・・・と適宜追加すること）**

（1）整備の概要

① 整備の種類

○○中継局における予備電源設備の整備

② 対象設備の所有者（自己所有のみ）

株式会社○○放送

③ 整備の場所（可搬型の予備設備を設置する場合は平時の保管場所を記載すること）

○○中継局の局舎内（○○県○○市○○）

④ 整備の内容

蓄電池装置（スペック記載）の新規整備

※放送法第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準（いわゆる「安全・信頼性に係る技術基準」）に適合させるために行われる施設・設備の整備ではないこと（基準を満たしていること）を説明すること（同基準の対象となっている設備の予備設備を整備する場合のみ。）。

⑤ 整備の理由

現在、○○中継局には、商用電源からの電力供給が止まった場合、○○時間程度放送を継続できる予備電源設備を整備しているが、災害時等において商用電源の供給が長期間止まった場合に備え、蓄電池装置からの電力供給により、さらに○○時間程度供給時間を長期化して、放送を継続できるようにするため。

運営する送信所が被災した際に予備送信機として活用し、放送を継続できるようにするため（○○中継局、△△中継局、××送信所等における活用を想定して仕様を決定。なお、被災の状況等によ

り、現在運営する局所で活用できない場合、当該局所以外の場所における活用も想定している。)。

⑥ 所要額

○，○○○千円

(2) 整備スケジュール

令和○年○月　無線局変更許可申請
令和○年○月　無線局変更許可
令和○年○月　工事着工
令和○年○月　工事完了
令和○年3月　事業完了

※事業の適用可否の判断の対象となるので、可能な限り詳細に記載。

**添付資料**

ア　契約予定内容に関する調査票（資料３）

イ　その他計画書の内容を補足する資料（ハザードマップ等想定される災害等を示す資料、ソフトウェアのⅡ-5 別表との対応表等）

ウ　放送エリア図（可搬型の予備送信設備を整備する場合のみ。当該設備の活用が想定される既存の送信所のうち、最も送信出力が高い送信所から送信した場合を想定して、当該送信所の放送エリアと比較ができるように作成すること。）

資料２－１

# 見 積 書（記 載 例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〒〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇１－２－34
株式会社〇〇　　総務　太郎　　印

件名：令和〇年度地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
事業名：株式会社〇〇地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

見積額（全体）　　0（消費税別）　　0（消費税込み）
見積額（交付対象）　　0（消費税別）　　0（消費税込み）

◎見積書を作成した日付を必ず記入すること（見積もり有効期限を表示する場合は、2ヶ月程度の残日数があること）
・代表印を押印し、代表者名を記載すること。
・（整備事業の実施主体が自治体の場合、首長印は不要。）
◎見積書は総括表（総合計を記載したもの）と機器の詳細がわかる内訳書の2段階のものが必要。
◎下記の見積書のフォーマットを参考に作成すること。（この様式は請求書の総括表としても使用できる）必要事項があれば適宜記入すること。

【見積書　総括表】

| 項番 | | | | 項目 | 全体（整備事業及び一体施工工事） | | | | | 補助対象部分 | | | | | 補助対象外部分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
| Ⅰ | | | | 施設・設備費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 施設・設備の資材費等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ア | | 予備送信設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | 予備電源設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 予備中継回線設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | エ | | 予備番組送出設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | オ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ① | 局舎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ② | 鉄塔 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ③ | 外構施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ④ | 受電設備（電力引き込み送電線を含む） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤ | 送受信アンテナ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑥ | 電源設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑦ | 監視制御・警報・測定装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | … | … | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | | | 施設・設備の設置に係る工事費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ア | | 予備送信設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | 予備電源設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 予備中継回線設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | エ | | 予備番組送出設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | オ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ① | 局舎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ② | 鉄塔 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ③ | 外構施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ④ | 受電設備（電力引き込み送電線を含む） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤ | 送受信アンテナ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑥ | 電源設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑦ | 監視制御・警報・測定装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | … | … | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | 付帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の資材費等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | | | 付帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置にかかる工事費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ⅱ | | | | 用地取得・道路費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 用地取得・道路費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ア | | 用地取得費（用地購入費） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | 土地造成費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 道路整備費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | エ | | 付帯工事費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | | | | 企画・開発費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 企画・開発費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ア | | ソフトウェア購入費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | ライセンス費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 合計（端数処理後） | | | | | | | | | | | | | | | |

**資料２－２**

【見積書　内訳書】　（予備送信設備設置の記載例）

| 項番 | | | | | 項目 | 全体（整備事業及び一体施工工事） | | | | | 補助対象部分 | | | | | 補助対象外部分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
| Ⅰ | | | | | **施設・設備費** | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 1 | | | | **施設・設備の資材費等** | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | | ア | | | **予備送信設備** | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | | | ① | | **送受信設備** | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | 1 | 信号生成装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 2 | 変調器 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 3 | 受信装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 4 | 周波数変換装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 5 | 電力増幅装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 6 | 電力合成装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 7 | 出力フィルター | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 8 | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 9 | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | | **その他事業を実施するために必要な経費** | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ① | | **電源設備** | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| | | | | 1 | 直流電源装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 2 | 電源切り替え盤 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 3 | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 4 | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | | | | **施設・設備の設置に係る工事費** | | | | 0 | | | | | | | | | | 0 | |
| | | ア | | | **予備送信設備** | | | | 0 | | | | | | | | | | 0 | |
| | | | ① | | **送受信設備** | | | | 0 | | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | 1 | 信号生成装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 2 | 変調器 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 3 | 受信装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 4 | 周波数変換装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 5 | 電力増幅装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 6 | 電力合成装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 7 | 出力フィルター | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 8 | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 9 | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | | **その他事業を実施するために必要な経費** | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ① | | **電源設備** | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| | | | | 1 | 直流電源装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 2 | 電源切り替え盤 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 3 | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 4 | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | **小計** | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| | | | | | **小計（端数処理後）** | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| | | | | | **合計** | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| | | | | | **合計（端数処理後）** | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |

（注意事項）
項目欄に記載の具体的機器名は記載のための例示であり、本補助事業において必ず補助対象となるものではない。
項目欄において「受電設備」や「中継回線設備」といった対象経費の確認できない記載や、単位欄において「１式」といった確認できない記載は原則行わないこと。
やむを得ず記載する場合でも、別紙をつけ、積算の中身を具体的に示すこと。
工事メーカーや機器メーカーからの見積の項目名は実施マニュアルの項目名となるべく同様のものとすること。一致しない場合はその項目がどこに当てはまるのか備考欄に記載すること。

◎備考欄には、費用按分の有無、按分方法、積算の根拠、その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。
◎資材費と労務費の数量が対応関係にあるものは、数量について確認すること。
◎図面に記載された機器等と見積書との整合性（機器名称の統一等）をとること。

単価については、〇〇積算標準単価、歩掛については、〇〇積算工事基準を採用した。

**資料３**

【契約予定内容に関する調査票】（記載例）

（１）補助事業を行うに当たって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入すること。

| 番号 | 契約名（予定） | 契約の内容 | 契約の形態 | 見積社数 | 見積額（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 令和○年度「○○放送」地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 | 工事請負契約 | 一般競争入札 | 5 | 12,345,000 |
| 2 | 令和○年度「○○放送」地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業に係る調査設計監理業務委託 | 調査・設計及び施工監理業務の委託契約 | 指名競争入札 | 3 | 678,000 |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | 13,023,000 |

注１　「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入すること。
注２　「見積社数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った社数を記入すること。
注３　「見積額（円）」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入すること。
注４　随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合に限りできるものである。

（２）前記（１）の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

| 番号 | 契約名(予定) | 契約の内容 | 見積額（円） | うち補助対象外見積額(円) |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 令和○年度「○○放送」地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 | 工事請負契約 | 12,345,000 | 987,000 |
| 2 | 令和○年度「○○放送」地上地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業に係る調査設計監理業務委託 | 調査・設計及び施工監理業務の委託契約 | 678,000 | 65,000 |
| | | | | |
| 合計 | | | 13,023,000 | 1,052,000 |

注　「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入すること。

（３）前記（１）で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

| 番号 | 契約名(予定) | 随意契約を行う根拠 | 随意契約の理由 |
|---|---|---|---|
| 2 | 令和○年度「○○放送」地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業に係る調査設計監理業務委託契約 | 地方自治法施行令第167条の２第○号 | ※具体的な理由を記載して下さい。 |
| | | | |

注１　「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入すること。
注２　地方公共団体が事業主体の事業であって、随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠とした法令及び条項をあわせて記入すること。

**資料４**

令和　　年　　月　　日

官署支出官
　総務省大臣官房会計課長　殿

氏名　　印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 届出区分<br>（該当に○印） | 新規・変更 | 変更の場合は旧債主コードを記入 | | | | | | |
| | | 旧債主コード | | | | | | |
| 口座名義 | フリガナ | | | | | | | |
| | 氏　名 | | | | | | | |
| 住　　所 | 郵便番号 | | | | | | | |
| | フリガナ | | | | | | | |
| | 漢　　字 | | | | | | | |
| 銀行等名称 | 銀行<br>金庫<br>農協　　出張所 | | | | | | | |
| 預金種別<br>（該当に○印） | ①普通預金（総合口座）　②当座預金　③通知預金　④別段預金 | | | | | | | |
| 口座番号 | 銀行番号　　支店番号　　口座番号<br>－　　－ | | | | | | | |
| 所　　属 | 職　員 | 局　　課（室） | | | | | | |
| | 委員等 | | | | | | | |
| | 法　人 | | | | | | | |

※　太枠内を記入下さい。

**資料５**

申請確約書

令和　　年　　月　　日

○○市（町村）
○○法人○○ 殿

○○放送株式会社
代表取締役 ××××　印

貴市（町村・法人名）が行う、地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（以下「本事業」という。）について、総務大臣から無線システム普及支援事業費等補助金の交付決定が得られた際には、当社として速やかに総務省に対し、本事業により整備する施設・設備に係る電気通信設備の変更許可申請等を行うことを確約します。

※　考え方

地上基幹放送事業者等が「自らの整備ではできない」としている施設・設備について交付申請が行われるものであることから、当該交付申請が行われる時点で、地上基幹放送事業者等による申請が行われる実態は想定されない。すなわち、申請は、交付決定が行われた後の行為となる。

しかしながら、補助事業は当該地上基幹放送事業者等の放送が行われることを目的として施設・設備整備を行うものであり、交付申請に当たっては、あらかじめ当該地上基幹放送事業者等による「確かに施設・設備を運用する」ことが確約されていることが必要である。

地上基幹放送事業者等が自ら補助事業を行う場合は必要ない。

## Ⅲ　交付決定・事業の遂行・実績報告

### １　交付先の決定方法

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。
なお、公募の際に予算額を超える応募があった場合は、地方公共団体が定める国土強靭化地域計画（交付決定時までに策定見込みである計画を含む。）に沿って実施する補助事業を、事業の採択に当たって優先的に採択する。

- 交付要綱第３条（定義）で定める「補助目的」に合致していること
- 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること
- 技術上・制度上実現可能なものであること
- 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること

### ２　追加資料の提出等

交付決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

### ３　申請内容の確認・採択・修正

総務省は、審査結果を、総合通信局等を経由して、申請者あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、申請者と総務省との間で調整の上、修正等を行うことがある。

### ４　交付手続き

**（１）交付決定通知書の送付（交付要綱第７条（交付決定の通知））**

交付決定を行う案件については、交付額を決定し、申請者に対して交付要綱様式第２号により交付決定通知書を送付する。

**（２）補助事業の対象経費（交付要綱第４条（補助対象経費）、別表）**

補助事業者は、本事業の実施に必要な経費として、交付要綱別表で定められた費目について補助金の支払いを受けることができる。（補助対象経費については、Ⅱ　５　補助対象範囲・経費を参照のこと。）

**（３）補助事業内容の変更（交付要綱第１０条（変更等の承認））**

交付決定通知書を受けた後、補助事業の内容を変更するときは、交付要綱様式第４号により総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあってはその限りではない。

**（４）補助金の支払い（交付要綱第１５条（支払））**

補助金は、交付決定内容に係る通知書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は原則として、事業終了後速やかに交付要綱様式第１０号の２により実績報告書の提出を受け、交付要綱様式第１６号により交付額を確定した後、交付要綱様式第１７号により精算払いにより支払う。

### ５　報告

**（１）状況報告（交付要綱第１２条（状況報告））**

補助事業者においては、補助事業の進捗状況及び収支の状況について確認するため、状況報告を求めることがある。また、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、交付要綱様式第８号の様式により総務省に報告を行うものとする。

**（２）実績報告（交付要綱第１３条（実績報告））**

交付先は、補助事業が完了したときは、すみやかに交付要綱様式第１０号の２により実績報告書を総務省に提出しなければならない。

## Ⅳ　交付決定後について

### １　契約について

（１）補助事業者が補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業を行うように努めるとともに、補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。

（２）補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない。）。

ただし、交付決定前において、事業実施主体は契約準備行為として次に掲げる行為を行うことが出来る。

○　入札公告
- 入札参加資格、入札場所、入札日時、その他入札に必要な事項（業務概要、要件定義書・入札説明書の入手方法、参加表明書・技術提案書の提出方法等）の公告
- 入札無効条件の公告

○　入札に関する詳細情報の提供
- 入札説明書・要件定義書の交付
- 参加表明書（申請書）の作成・提出に関する留意事項
- 質問書の受付及び回答

○　参加表明書（申請書）、参加資格の確認
○　入札／開札／落札者決定

（３）契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条又は第１６７条の２の各号に掲げる場合のみとすること。

（４）地上基幹放送事業者等、一般社団法人等が補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に倣って、原則として一般競争入札により実施することが求められる。ただし、一般競争入札に付することが想定しにくいケースもあることから、その場合は、複数社から見積書の提出を求めるなど、競争原理の中で選定すること。

なお、実施主体を問わず、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること（「契約予定内容に関する調査票（別添２）」）に契約内容及び方法について記載すること。）。

（５）工事の発注に当たっては、工事発注仕様書等において工事業者が遵守することとして掲げる、関係法令や日本産業規格（JIS）、その他公表されている各種の共通仕様書等の最新の要件を確認すること（工事発注仕様書等において「○年○月版△△△共通仕様書」等、明記することが望ましい。）。工事の完了検査に当たっても同様に、各種規定の要件を満たしているか確認すること。

## ２　計画変更等について

（変更等の承認）

**第１０条**　補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）　補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア　補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ　補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ　補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

２　大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

３　大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第５号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

４　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第６号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

**第１１条**　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第７号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

**第１６条**　大臣は、第１０条第４項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第７条の決定の内容（第１０条第１項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）　補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（２）　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（４）　交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

４　第２項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１４条第３項の規定を準用する。

### （１）計画変更承認が必要な内容

①　経費区分の２０％を超える額の増減

事業内容の変更により事業費が増減するもの。入札（企画競争による随意契約を含む）のみによる減額は当てはまらない。

②　事業内容を変更するとき

当初の交付決定の目的を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

（計画変更承認が必要な場合の例）

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

- 事業目的の一部が変更となる場合
- 施設・設備の設置場所が大きく変更となる場合
- 申請書（別紙含む）記載事項が変更となる場合（例として、工事概要書記載の敷地面積が変わる場合）

等

なお、総務省は、交付要綱様式第４号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認する。

**（２）軽微な変更**

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に相談すること。また、実績報告の際にも以下の書類を添付すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

・変更理由書
・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
・見積書については申請時と変更後の相違表
・申請時と変更後の図面

（軽微な変更と認められる場合の例）

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば、事業目的の変更を伴わず、経費区分の額の増減が２０％以下の場合であって、能率的な事業の目的達成に資する変更等が考えられる。

**（３）事業の中止、廃止について**

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

**（４）事故報告について**

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、余裕を持って総務省に相談することとし、完了日の１．５ヶ月程度前には事故報告書を提出すること。なお、補助事業の完了日とは、工事の検査を完了した日を指す。

**（５）交付決定の取消しについて**

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第１７条、帰すことのできない場合には適正化法第１０条により取り消すことがある。

## ３　差金回収について

（状況報告）
**第１２条**　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第８号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
２　補助事業者は、交付対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第９号による報告書を大臣に提出しなければならない。

---

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

### （１）入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告すること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第１２条に基づき様式第８号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

### （２）採択案件の交付決定額の変更

①　交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申し出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

②　以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

## Ⅴ　実績報告事務マニュアル

### １　実績報告書の作成について

**（１）はじめに**

実績報告書（以下「報告書」という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

**（２）実施確認**

報告内容が事実であるかどうかを確認するため、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「令和〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」と表示されているかどうか確認すること。

注１：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（表札等で適宜表示可能）

注２：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実に反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

□報告書の作成のポイント

ア　申請時の目的・内容と相違がないか。
　交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ　補助事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり補助事業が完了しているか。（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となる。）

ウ　請求書（領収書）の内容は適正か。（Ⅴ．２　別紙１参照）

エ　添付図面は事実を的確に示しているか。

オ　写真では、図面と整備した機器が一致しているか。（Ⅴ．２　別紙２参照）

**（３）提出書類**（Ⅴ．２　別紙３参照）

報告書は次の順に編さんすること。

ア　報告書（交付要綱様式第１０号の２）
イ　積算書（資料６）
ウ　差異表（資料７）
エ　工事請負契約等に係る総括表（資料８）
オ　添付図面
カ　Ⅱ．５　別紙との対応表（ソフトウェアを調達した場合。）
キ　口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ。資料４）
ク　調達を行った場合は、その事業者（以下、単に業者）との契約書、着工届及び竣工届に類する書類の写し
ケ　業者からの請求書又は同領収書の写し（その算出内訳が分かるものを含む）
コ　検査調書及びそれに類する書類の写し
サ　添付写真（資料９）
シ　耐震性確保に係る証明書（資料 10）
ス　実績報告審査表（資料 11）

注１　報告書の内容、申請時の事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

注２　補助事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合や

既存設備を活用する場合も同様。

※この他、必要に応じてア～シを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付すること。また、審査に当たり、総務省から必要資料の提出を求めることがある。

**（４）提出方法**

補助事業が完了した日[1]から１箇月を経過した日又は翌会計年度の４月１０日のいずれか早い日までに管轄の総合通信局等へ「（３）提出書類」に掲げる書類を提出すること。（但し、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の２週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）

**（５－１）積算書及び差異表の作成について**

① 積算書は、工事業者・機器メーカー作成の請求書（又は領収書）を基に、総括表と内訳表の二つを作成すること。総括表と内訳表は整備事業主体が自ら作成すること。

② 積算書は、資料６の積算書記載例を参考に作成し提出すること。

③ 差異表は、資料７の差異表記載例を参考に作成し提出すること。記載する金額は交付申請時（変更承認を受けた場合は変更承認時）の「補助対象額」と実績時の「補助対象額」を記載すること。

**（５－２）積算書及び差異表作成時の留意点**

① 積算書に関する留意点は本マニュアルⅡ７（４）「見積書の作成について」に準ずる。

② 差異表に関しては、交付申請時の見積書（変更等の承認を届け出た場合は、変更承認申請時の見積書）と積算書の内容の差異が確認できるよう、「備考（差異理由）」欄に差異の生じた具体的理由を記入すること。差異の理由については、差異が発生した経緯を含めて第三者が確認しても理解できる説明とすること。

③ 申請時に申請の無かった項目が実績報告時に追加となっているような場合、その物品や工事等がなぜ申請時に申請されなかったのか、なぜ実績時に追加する必要があるのかについて、差異理由で十分な説明を記載すること。

④ 施工業者等の請求について、特に労務費等、流動要素の高いものについては実績と乖離がないか精査を行うこと。

**（６）添付図面について**

① 添付図面は、補助金で整備した施設・設備の内容を把握できるものとすること。

② 申請時と整備内容が異なる箇所がある場合は、添付図面の中に示すこと。

③ 添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象部分とそうでない部分を色分けすること。他事業者と共建の場合は、本補助金によって整備した部分が容易にわかるようにすること。

④ 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（線路図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図で構成すること。

⑤ 添付図面に記載された機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、写真等との整合性（機器名称の統一等）がとれていること。

**（７）耐震性が確保できていることが確認できる資料について**

① 考え方

補助対象設備について、放送法関係法令において耐震対策として定める措置を満たすよう設置すること。その際、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）」、「各種合成構造設計指針・同解説（一般社団法人日本建築学会編集）」も含めて、設備機器等の設置に当た

[1] 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき（補助対象工事の竣工時＝補助事業者が工事の検査を完了した日。）。

って活用可能な耐震設計指針等を用いて、所定の計算方法に基づく耐震設計計算の実施等により、耐震性の確保が客観的に証明できるものであること（計算結果については、免許の有効期間中において放送事業者にて保管しておくこと。）。

② 様式等

放送法関係法令等において耐震対策として定める措置を満たしている旨の証書（資料10）を工事業者から提出させ、実績報告書に添付すること。

**（８）実績報告書提出後の事務手続き**

実績報告書提出後、内容の審査を経て総務省から「令和〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書」（交付要綱様式第１６号）が送付された際には、速やかに「令和〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書」（交付要綱様式第１７号）を提出すること。

## ２　経理等について

### （１）補助金の支払い

総務省から額の確定通知書により補助金額が通知される。これを受けて補助事業者は、交付要綱第１５条第２項に定める「○○年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書」（様式第１７号）を、総合通信局等を通じて提出すること。

総務省では、提出された書類を確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。なお、申請時以降、口座を変更した場合は請求書の提出時に改めて講座設置届を提出すること。

### （２）消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者において、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第１７条の規定により「○○年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第１８号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の地方公共団体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。なお、放送事業者が事業を実施する場合は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

### （３）補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

### （４）補助事業で整備した物品の管理

各物品には、必ず「令和○年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

### （５）補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談をすること。（詳細については、「Ⅵ　財産処分について」や「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」等を参照。）

## ３　繰越承認を受けた事業の年度終了実績報告書の提出について

繰越承認を受け、翌年度へ繰り越す事業について、年度末である３月３１日から１か月以内に様式第１０号の２による「○○年度無線システム普及支援事業費等補助金事業年度終了実績報告書」の提出が必要となる。

提出は、繰越承認を得て事業継続許可の通知を受けた事業について、年度末（３月３１日）時点の費用等の実績を記載したものについて、総合通信局等へ提出すること。また、必要に応じて資料の添付をしてもよい。

## Ⅵ　財産処分について

補助事業完了後においても補助事業者は当該事業で取得した財産等については善良なる管理者の注意をもって管理する（以下「善管注意義務」という。）とともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。（交付要綱第１９条の２第３項参照。）

万が一、本補助事業により取得又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち処分制限期間を経過していないものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する時は、あらかじめ財産処分の手続が必要となる。（交付要綱第１９条の２第１項参照。）

財産処分の考え方については、適正化法、交付要綱及び「総務省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（平成２０年４月３０日総官会第７９０号。以下「承認基準」という。）の規定に基づくので留意すること。

### １　財産処分の種類について

承認基準に定義されている財産処分は、次のとおりとなる。

・転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
　　→例：別の補助事業で使用する場合（※）
・譲渡：補助対象財産の所有者の変更
　　→例：他の放送事業者が後乗り共同建設を行う場合（※）
・交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換（※）
　　→例：別の補助事業で使用する場合
・貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
　　→例：他の放送事業者等へ貸与する場合
・担保：補助対象財産に対する抵当権の設定
　　→例：購入した用地への抵当権を設定する場合
・取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
・廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

※地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業に使用しても、別の事業（＝別の交付決定）となる場合は、目的外使用に当たる。

### ２　財産処分の申請について

（１）取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の場合

処分制限期間中の財産処分については、適正化法第２２条及び交付要綱第１９条の２第１項の規定により、総務大臣の承認を要する。

交付要綱第１９条の２第１項には「取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについて（中略）その承認を受けなければならない」とある。取得価格又は効用の増加価格（以下「取得価格等」という。）とは、部品や部材個々の購入価格等に当該部品や部材関係の工事費等の役務の価格を加えたものをいう。当該規定における取得価格等は、財産処分対象となるすべての取得価格等の合算額となるので、部材個々の取得価格等（単価）が５０万円未満であることをもって交付要綱の規定による承認手続がなくなるということではない。

交付要綱第１９条の２第１項にあるように、財産処分の手続は総務大臣に対し承認申請書を提出し、その承認を経た上で処分が可能となる。ただし、交付要綱第２０条の「大臣が別に定める基準」に該当する場合及び承認基準第２の２に該当する場合は、事前届出による承認手続となり、届出の受付日をもって承認の扱いとなる。

なお、承認申請及び届出のどちらの手続であっても、交付要綱及び承認基準に示された国庫納付の免除規定に該当しない限り、国庫納付の条件を付して承認することとなる。

（２）取得価格等が５０万円未満の場合

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１３条第５項及び交付要綱第１９条の２第１項の規定により総務大臣の承認は要しない。

しかし、適正化法第３条第２項及び交付要綱第１９条の２第３項の規定により、善管注意義務が補助事業者に課せられている。よって、善管注意義務に反するような「廃棄」等の財産処分はできない。ただし、本件のような場合であっても財産処分の承認手続を経て、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第１号の規定により国庫納付をした場合は、財産処分の制限はなくなる。

## ３　国庫納付額について

（１）有償譲渡又は有償貸付

①　補助事業者が地方公共団体の場合

ア　譲渡額等を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。）に、総事業費（補助基準額を超える補助事業者等負担分を含む。以下同じ。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。ただし、処分する施設等に係る国庫補助額を上限額とする。

イ　上記ア以外について

残存価値額（施設等にあっては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、土地等にあっては、国庫補助額をいう。）とする。

②　補助事業者が地方公共団体以外の場合

ア　譲渡額等を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額（ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。以下同じ。）に比して著しく低価であることを合理的に証することができない場合には、評価額。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。ただし、処分する施設等に係る国庫補助額を上限額とする。

イ　上記ア以外について

処分対象財産の残存価値額を基礎として算定する。

（２）（１）以外の財産処分について

すべての補助事業者等における国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存価値額とする。

## 請求書（領収書）の審査について

１　はじめに

交付要綱の様式第１０号では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、Ⅱ７の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

２　請求書（領収書）の内容について

（１）留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア　請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとすること。

イ　請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。それをもとに、補助事業と他事業の費用按分等が分かる積算書（資料６）、交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かる表（資料７）、工事請負契約等に係る総括表（資料８）を作成するものとする。

ウ　請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

（２）審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査のこと。但し、以下の項目については、特に注意すること。

ア　交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、資料７の差異表に理由を記入すること。

イ　積算内容が適正か。

①　縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。

②　内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。

→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

→○○一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ　記載内容に誤りはないか。

①　項目別経費一覧

請求書の金額を交付要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記入する。

②　請求書かがみ

・事業者名（代表者名、印も必要）

・日付（請求日は事業者が実績報告を提出する日以前となっていること。）

・工事名（「令和○年度地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」の表記があること。）

③　請求内訳

・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）

・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

エ　補助対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ　その他

①　明細の付属資料として機器の仕様書は不要。

②　工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出し、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

Ⅴ　２－別紙２

**添付写真について**

１　作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、補助事業者は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

２　写真作成の注意点

（１）写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注　写真は経年変色しない用紙で提出すること。

（２）編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、シートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲むこと。

（３）添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

３　撮影方法

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影してください。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、補助金で整備した機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。

４　その他

撮影機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、図面等の資料との整合性がとれていること。

Ｖ　２　別紙３

# 「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」実績報告書類一覧表

**以下の書類を管轄する総合通信局等に持参若しくは郵送又はＪグランツにより、提出してください。**

| 提出書類 | 書式 | 紙媒体<br>※１ | 電子ファイル | | 注意事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ﾌｧｲﾙ名<br>※２ | ﾌｧｲﾙ形式<br>※３ | |
| 報告書<br>（様式第 10 号の２） | 交付要綱<br>参照 | ・押印した申請書の原本を提出<br>・**A4 版片面印刷** | ○○01 報告 | MS-Word | ※４ |
| 積算書 | 資料６ | ・押印した表の原本を提出<br>・**片面印刷** | ○○02 支出総括 | MS-Excel | ※４ |
| 差異表 | 資料７ | | ○○03 支出差異 | MS-Excel | ※４ |
| 工事請負契約に係る総括表 | 資料８ | | ○○04 契約総括 | MS-Excel | ※４ |
| 添付図面 | 様式適宜 | | ○○05 図面 | MS-Power Point、Adobe PDF 等 | ※４ |
| Ⅱ．５　別紙との対応表（ソフトウェア関係） | 様式適宜 | | ○○06 ソフト | MS-Word 、 MS-Excel 等 | ※５ |
| 口座設置届 | 資料４ | ・押印した届出書の原本を提出<br>・**A4 版片面印刷** | ○○07 口座 | MS-Word | ・交付決定時と変更がある場合のみ。<br>※５ |
| 業者との契約書の写し | 様式適宜 | | ○○08 契約書 | Adobe PDF 等 | ※４ |
| 業者からの請求書又は領収書の写し | 様式適宜 | | ○○09 請求領収 | Adobe PDF 等 | ・Ｖ．２　別紙１参照<br>※４ |
| 検査調書及びそれに類する書類の写し | 様式適宜 | | ○○10 検査 | Adobe PDF 等 | ※４ |
| 添付写真 | 資料９ | | ○○11 写真 | MS-Excel、Adobe PDF 等 | ・Ｖ．２　別紙２参照<br>※４ |
| 耐震性確保に係る証明書 | 資料 10 | | ○○12 耐震性 | MS-Word 等 | ・可搬型の設備を整備する場合は不要。<br>※４ |
| 実績報告審査表 | 資料 11 | | ○○13 実績報告審査表 | MS-Excel 等 | ※５ |
| 参考資料 | | | | | ※５ |

※１　すべてＡ４版で提出すること。ただし、図表等でＡ４版ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限りＡ３版で提出すること。

※２　ファイル名の○○の部分は｛申請主体名｝とする。申請主体名は略称で可。また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。　例：　総務市 10 報告.doc

同じ種類の書類のファイルが複数分かれる場合は、末尾に連番の数字を付けること　例：　総務市 070 図面 01.pdf、総務市 070 図面 02.pdf、総務市 070 図面 03.pdf、…

※３　フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**

※４　Ｊグランツにより提出する場合は「その他書類」の「必須項目」に添付すること。

※５　Ｊグランツにより提出する場合は「その他書類」の「添付ファイル」に添付すること。

資料６－１

# 積 算 書（記 載 例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〒〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1－2－34
株式会社〇〇　　総務　太郎　　印

件名：令和〇年度地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
地域：〇〇県〇〇市

積算額（全体）　　〇〇〇〇（消費税別）　　〇〇〇〇（消費税込み）
積算額（交付対象）　　〇〇〇〇（消費税別）　　〇〇〇〇（消費税込み）

【積算書　総括表】

（単位：円）

| 項番 | | | | 項目 | 全体（整備事業及び一体施工工事） | | | | | 補助対象経費 | | | | | 補助対象外部分（一体施工工事） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
| Ⅰ | | | | 施設・設備費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 施設・設備の資材費等 | | | | 15,000,000 | | | | | 14,000,000 | | | | | 1,000,000 | |
| | | ア | | 予備送信設備 | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | | | | | | |
| | | イ | | 予備電源設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 予備中継回線設備 | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | | | | | | |
| | | エ | | 予備番組送出設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | オ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ① | 局舎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ② | 鉄塔 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ③ | 外構施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ④ | 受電設備（電力引き込み送電線を含む） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤ | 送受信アンテナ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑥ | 電源設備 | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | 一部補助対象外 | － | － | 4,000,000 | 4,000,000 | | － | － | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| | | | ⑦ | 監視制御・警報・測定装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | … | … | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | | | 施設・設備の設置に係る工事費 | | | | 12,000,000 | | | | | 10,285,000 | | | | | 1,715,000 | |
| | | ア | | 予備送信設備 | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | | | |
| | | イ | | 予備電源設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 予備中継回線設備 | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | | | |
| | | エ | | 予備番組送出設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | オ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ① | 局舎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ② | 鉄塔 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ③ | 外構施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ④ | 受電設備（電力引き込み送電線を含む） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤ | 送受信アンテナ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑥ | 電源設備 | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | 一部補助対象外 | － | － | 4,000,000 | 4,000,000 | | － | － | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| | | | ⑦ | 監視制御・警報・測定装置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | … | … | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | 付帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の資材費等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | | | 付帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置にかかる工事費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | | | 諸経費 | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | 一部補助対象外 | － | － | 4,285,000 | 4,285,000 | | － | － | 715,000 | 715,000 | |
| | | | | 小計 | | | | 27,000,000 | | | | | 24,285,000 | | | | | 2,715,000 | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | 27,000,000 | | | | | 24,280,000 | | | | | 2,720,000 | |
| Ⅱ | | | | 用地取得・道路費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 用地取得・道路費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ア | | 用地取得費（用地購入費） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | 土地造成費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 道路整備費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | エ | | 付帯工事費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計 | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| Ⅲ | | | | 企画・開発費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 企画・開発費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ア | | ソフトウェア購入費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | ライセンス費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計 | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| | | | | 合計 | | | | 27,000,000 | | | | | 24,285,000 | | | | | 2,715,000 | |
| | | | | 合計（端数処理後） | | | | 27,000,000 | | | | | 24,280,000 | | | | | 2,720,000 | |

◎積算書は総括表（総合計を記載したもの）と機器の詳細がわかる内訳書の2段階のものが必要

←積算書を作成した日付を必ず記入すること。
（請求日は実績報告書の提出以前であること。）

←補助事業者名、代表者名を記入すること。
（地上公共団体の場合、代表者印は不要。）
←地域とは交付要綱様式第9号の3の「施設の設置場所」を指す。

←1式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、「補助対象経費」及び「補助対象外部分」の数量の記入は不要。

←補助対象と補助対象外の合計が全体に一致しているか確認すること。

←総括表で「一部補助対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等で、どの機器が交付対象か交付対象外かわかるようにすること。

（△記号等は使用しないこと）5百万円の出精値引きの場合、「－5,000,000」と入力すること。

**資料６－２**

【積算書　内訳書】

| 項番 | | | | | 項目 | 全体（整備事業及び一体施工工事） | | | | | 補助対象部分 | | | | | 補助対象外部分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
| **Ⅰ** | | | | | **施設・設備費** | | | | | | | | | | | | | | | |
| | **1** | | | | **施設・設備の資材費等** | | | | 15,000,000 | | | | | 14,000,000 | | | | | 1,000,000 | |
| | | **ア** | | | **予備送信設備** | | | | 5,000,000 | | | | | 5,000,000 | | | | | | |
| | | | **①** | | **送受信設備** | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | | | | | | |
| | | | | 1 | 信号生成装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 2 | 変調器 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 3 | 受信装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 4 | 周波数変換装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 5 | 電力増幅装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 6 | 電力合成装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 7 | 出力フィルター | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 8 | … | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 9 | … | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | **イ** | | | **予備中継回線設備** | | | | 5,000,000 | | | | | 5,000,000 | | | | | | |
| | | | **①** | | **中継回線設備** | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | | | | | | |
| | | | | 1 | 中継送受信装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 2 | 周波数変換装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 3 | 電力増幅装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 4 | 疑似空中線 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 5 | 伝送路設備（光ファイバー） | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 6 | ルーター | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 7 | L2/L3スイッチ | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 8 | … | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | | | 9 | … | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | | |
| | | **ウ** | | | **その他事業を実施するために必要な経費** | | | | 5,000,000 | | | | | 4,000,000 | | | | | 1,000,000 | |
| | | | **①** | | **電源設備** | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | 一部補助対象外 | 1 | 台 | 4,000,000 | 4,000,000 | | | | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| | | | | 1 | 直流電源装置 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | … | |
| | | | | 2 | 電源切り替え盤 | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | … | |
| | | | | 3 | … | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | … | |
| | | | | 4 | … | ○ | 台 | … | … | | ○ | 台 | … | … | | | | | … | |
| | **2** | | | | **施設・設備の設置に係る工事費** | | | | 12,000,000 | | | | | 10,285,000 | | | | | 1,715,000 | |
| | | **ア** | | | **予備送信設備** | | | | 1,000,000 | | | | | 1,000,000 | | | | | | |
| | | | **①** | | **送受信設備** | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | | | |
| | | | | 1 | システム設計費 | ○ | 人日 | … | … | | ○ | 人日 | … | … | | | | | | |
| | | | | 2 | 検査費 | ○ | 人日 | … | … | | ○ | 人日 | … | … | | | | | | |
| | | | | 3 | 据付工事費 | ○ | 人日 | … | … | | ○ | 人日 | … | … | | | | | | |
| | | | | 4 | … | ○ | 人日 | … | … | | ○ | 人日 | … | … | | | | | | |
| | | **イ** | | | **予備中継回線設備** | | | | 1,000,000 | | | | | 1,000,000 | | | | | | |
| | | | **①** | | **中継回線設備** | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | | | |
| | | | | 1 | システム設計費 | ○ | 人日 | … | … | | ○ | 人日 | … | … | | | | | | |
| | | | | 2 | 検査費 | ○ | 人日 | … | … | | ○ | 人日 | … | … | | | | | | |
| | | | | 3 | 据付工事費 | ○ | 人日 | … | … | | ○ | 人日 | … | … | | | | | | |
| | | | | 4 | … | ○ | 人日 | … | … | | ○ | 人日 | … | … | | | | | | |
| | | **ウ** | | | **その他事業を実施するために必要な経費** | | | | 5,000,000 | | | | | 4,000,000 | | | | | 1,000,000 | |
| | | | **①** | | **電源設備** | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | 一部補助対象外 | | | 4,000,000 | 4,000,000 | | | | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| | | | | 1 | システム設計費 | ○ | 人日 | … | … | | | | … | … | 補助対象と補助対象外に係る部分で金額による按分 | | | … | … | |
| | | | | 2 | 検査費 | ○ | 人日 | … | … | | | | … | … | 補助対象と補助対象外に係る部分で金額による按分 | | | … | … | |
| | | | | 3 | 据付工事費 | ○ | 人日 | … | … | | | | … | … | 補助対象と補助対象外に係る部分で金額による按分 | | | … | … | |
| | | | | 4 | … | ○ | 人日 | … | … | | | | … | … | 補助対象と補助対象外に係る部分で金額による按分 | | | … | … | |
| | | **エ** | | | **諸経費** | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | 一部補助対象外 | | | 4,285,000 | 4,285,000 | | | | 715,000 | 715,000 | |
| | | | | 1 | 共通仮設費 | 1 | 式 | … | … | ○○積算基準による | | | … | … | 補助対象と補助対象外に係る部分で金額による按分 | | | … | … | |
| | | | | 2 | 現場管理費 | 1 | 式 | … | … | ○○積算基準による | | | … | … | 補助対象と補助対象外に係る部分で金額による按分 | | | … | … | |
| | | | | 3 | 一般管理費 | 1 | 式 | … | … | ○○積算基準による | | | … | … | 補助対象と補助対象外に係る部分で金額による按分 | | | … | … | |
| | | | | | **小計** | | | | 27,000,000 | | | | | 24,285,000 | | | | | 2,715,000 | |
| | | | | | **小計（端数処理後）** | | | | 27,000,000 | | | | | 24,280,000 | | | | | 2,720,000 | |
| | | | | | **合計** | | | | 27,000,000 | | | | | 24,285,000 | | | | | 2,715,000 | |
| | | | | | **合計（端数処理後）** | | | | 27,000,000 | | | | | 24,280,000 | | | | | 2,720,000 | |

単価については、○○積算標準単価、歩掛については、○○積算工事基準を採用した。

←備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。
必要があれば別紙扱いとしてもよい。
←項目番号は、総括表と一致させること。
※本記載例においては一致させていない。

←備考欄に、積算の根拠を記入すること。
←按分の根拠を記入すること。

◎各項目の小計が積算書総括表と整合しているか確認すること。

←積算の根拠（単価、歩掛等）を記入すること。

資料７－１

# 差 異 表 （記 載 例）

件名：令和〇年度地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
地域：〇〇県〇〇市

実績額　　〇〇〇〇（消費税は別途）
　　〇〇〇〇（消費税込み）

【差異表　総括表】

（単位：円）

| 項番 | | | | 項目 | 申請時（補助対象経費） | | | | | 実績時（補助対象経費） | | | | | 備考（差異理由） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 | |
| Ⅰ | | | | 施設・設備費 | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 施設・設備の資材費等 | | | | 15,000,000 | | | | | 14,000,000 | | |
| | | ア | | 予備送信設備 | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | | |
| | | イ | | 予備電源設備 | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 予備中継回線設備 | 1 | 式 | 6,000,000 | 6,000,000 | | 1 | 式 | 5,000,000 | 5,000,000 | | 入札差金 |
| | | エ | | 予備番組送出設備 | | | | | | | | | | | |
| | | オ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | |
| | | | ① | 局舎 | | | | | | | | | | | |
| | | | ② | 鉄塔 | | | | | | | | | | | |
| | | | ③ | 外構施設 | | | | | | | | | | | |
| | | | ④ | 受電設備（電力引き込み送電線を含む） | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤ | 送受信アンテナ | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑥ | 電源設備 | 1 | 式 | 4,000,000 | 4,000,000 | 一部補助対象外 | － | － | 4,000,000 | 4,000,000 | | |
| | | | ⑦ | 監視制御・警報・測定装置 | | | | | | | | | | | |
| | | | … | … | | | | | | | | | | | |
| | 2 | | | 施設・設備の設置に係る工事費 | | | | 10,285,000 | | | | | 10,285,000 | | |
| | | ア | | 予備送信設備 | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | |
| | | イ | | 予備電源設備 | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 予備中継回線設備 | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | |
| | | エ | | 予備番組送出設備 | | | | | | | | | | | |
| | | オ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | |
| | | | ① | 局舎 | | | | | | | | | | | |
| | | | ② | 鉄塔 | | | | | | | | | | | |
| | | | ③ | 外構施設 | | | | | | | | | | | |
| | | | ④ | 受電設備（電力引き込み送電線を含む） | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤ | 送受信アンテナ | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑥ | 電源設備 | 1 | 式 | 4,000,000 | 4,000,000 | 一部補助対象外 | － | － | 4,000,000 | 4,000,000 | | |
| | | | ⑦ | 監視制御・警報・測定装置 | | | | | | | | | | | |
| | | | … | … | | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | 付帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の資材費等 | | | | | | | | | | | |
| | 4 | | | 付帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置にかかる工事費 | | | | | | | | | | | |
| | 5 | | | 諸経費 | 1 | 式 | 4,285,000 | 4,285,000 | 一部補助対象外 | － | － | 4,285,000 | 4,285,000 | | |
| | | | | 小計 | | | | 25,285,000 | | | | | 24,285,000 | | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | 25,280,000 | | | | | 24,280,000 | | |
| Ⅱ | | | | 用地取得・道路費 | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 用地取得・道路費 | | | | | | | | | | | |
| | | ア | | 用地取得費（用地購入費） | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | 土地造成費 | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | 道路整備費 | | | | | | | | | | | |
| | | エ | | 付帯工事費 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計 | | | | 0 | | | | | 0 | | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | 0 | | | | | 0 | | |
| Ⅲ | | | | 企画・開発費 | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | 企画・開発費 | | | | | | | | | | | |
| | | ア | | ソフトウェア購入費 | | | | | | | | | | | |
| | | イ | | ライセンス費 | | | | | | | | | | | |
| | | ウ | | その他事業を実施するために必要な経費 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小計 | | | | 0 | | | | | 0 | | |
| | | | | 小計（端数処理後） | | | | 0 | | | | | 0 | | |
| | | | | 合計 | | | | 25,285,000 | | | | | 24,285,000 | | |
| | | | | 合計（端数処理後） | | | | 25,280,000 | | | | | 24,280,000 | | |

**資料７－２**

※申請時欄の額については、入札差金の回収に伴う交付決定額の変更を行った場合には、変更前の額を用いることとし、変更承認を受けた場合には、変更後の額を用いること。
※仕様の欄にはメーカー、機種、型番、スペック等を記入。
※備考の欄には工事費算出根拠となる材料費小計、労務費小計、直接工事費、明細書の番号、変更理由書の番号等を記入。
※材料費、物品で一式としているものは明細で内訳を明確にすること。
※図面番号は、各図面に記載の番号と合致させること。
※写真番号は、写真掲載の表に記載の番号と合致させること。

【差異表　内訳表】

| 項番 | | | | | 項目 | 申請時（補助対象経費） | | | | 実績時（補助対象経費） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 仕様 | 図面番号 | 写真番号 | |
| Ⅰ | | | | | **施設・設備費** | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | | **施設・設備の資材費等** | | | | 14,000,000 | | | | 14,000,000 | | | | |
| | | ア | | | **予備送信設備** | | | | 5,000,000 | | | | 5,000,000 | | | | |
| | | | ① | | **送受信設備** | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | 1 | 台 | 5,000,000 | 5,000,000 | | | | |
| | | | | 1 | 信号生成装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 2 | 変調器 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 3 | 受信装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 4 | 周波数変換装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 5 | 電力増幅装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 6 | 電力合成装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 7 | 出力フィルター | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 8 | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 9 | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | イ | | | **予備中継回線設備** | | | | 6,000,000 | | | | 5,000,000 | | | | |
| | | | ① | | **中継回線設備** | 1 | 式 | 6,000,000 | 6,000,000 | 1 | 式 | 5000000 | 5000000 | | | | |
| | | | | 1 | 中継送受信装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | 入札差金 |
| | | | | 2 | 周波数変換装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | 入札差金 |
| | | | | 3 | 電力増幅装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 4 | 疑似空中線 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 5 | 伝送路設備（光ファイバー） | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 6 | ルーター | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | 生産終了のため、後継品に変更 |
| | | | | 7 | L2/L3スイッチ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 8 | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 9 | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | ウ | | | **その他事業を実施するために必要な経費** | | | | 4,000,000 | | | | 4,000,000 | | | | |
| | | | ① | | **電源設備** | 1 | 台 | 4,000,000 | 4,000,000 | 1 | 台 | 4000000 | 4000000 | | | | |
| | | | | 1 | 直流電源装置 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 2 | 電源切り替え盤 | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 3 | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 4 | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | ○ | 台 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | 2 | | | | **施設・設備の設置に係る工事費** | | | | 10,285,000 | | | | 10,285,000 | | | | |
| | | ア | | | **予備送信設備** | | | | 1,000,000 | | | | 1,000,000 | | | | |
| | | | ① | | **送受信設備** | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | |
| | | | | 1 | システム設計費 | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 2 | 検査費 | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 3 | 据付工事費 | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 4 | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | イ | | | **予備中継回線設備** | | | | 1,000,000 | | | | 1,000,000 | | | | |
| | | | ① | | **中継回線設備** | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1 | 式 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | |
| | | | | 1 | システム設計費 | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 2 | 検査費 | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 3 | 据付工事費 | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 4 | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | ○ | 人日 | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | ウ | | | **その他事業を実施するために必要な経費** | | | | 4,000,000 | | | | 4,000,000 | | | | |
| | | | ① | | **電源設備** | | | 4,000,000 | 4,000,000 | | | 4,000,000 | 4,000,000 | | | | |
| | | | | 1 | システム設計費 | | | ・・・ | ・・・ | | | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 2 | 検査費 | | | ・・・ | ・・・ | | | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 3 | 据付工事費 | | | ・・・ | ・・・ | | | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 4 | ・・・ | | | ・・・ | ・・・ | | | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | エ | | | **諸経費** | | | 4,285,000 | 4,285,000 | | | 4,285,000 | 4,285,000 | | | | |
| | | | | 1 | 共通仮設費 | | | ・・・ | ・・・ | | | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 2 | 現場管理費 | | | ・・・ | ・・・ | | | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | 3 | 一般管理費 | | | ・・・ | ・・・ | | | ・・・ | ・・・ | | | | |
| | | | | | **小計** | | | | 25,285,000 | | | | 24,285,000 | | | | |
| | | | | | **小計（端数処理後）** | | | | 25,280,000 | | | | 24,280,000 | | | | |
| | | | | | **合計** | | | | 25,285,000 | | | | 24,285,000 | | | | |
| | | | | | **合計（端数処理後）** | | | | 25,280,000 | | | | 24,280,000 | | | | |

**資料８**

＜令和〇年度　地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業＞

## 工事請負契約等に係る総括表

契約額（請求額）合計　346,000,000

内補助対象部分　345,000,000

| No. | 業者名 | 工事名 | 契約書 | | | 完成年月日 | 検査日 | 請求日 | 契約額 | | | 契約の形態 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 契約日 | 着工年月日 | 完成年月日 | | | | 変更前 | 変更後（契約変更なしの場合も変更後に記入） | | |
| | | | | | | | | | | 補助対象部分 | 補助対象外部分 | |
| 1 | 〇〇興業株式会社 | 株式会社〇〇令和〇年度<br>地上基幹放送等に関する<br>耐災害性強化支援事業<br>予備送信機設置工事 | 令和2年2月12日 | 令和2年2月13日 | 令和2年3月15日 | 令和2年3月10日 | 令和2年3月14日 | 令和2年3月20日 | 150,000,000 | | | 入札 |
| | | 変更契約 | 令和2年3月10日 | | 令和2年3月15日 | 令和2年3月10日 | 令和2年3月14日 | 令和2年3月20日 | | 140,000,000 | | |
| 2 | 〇〇株式会社 | 株式会社〇〇令和〇年度<br>地上基幹放送等に関する<br>耐災害性強化支援事業<br>燃料タンク増設工事 | 令和2年2月28日 | 令和2年2月28日 | 令和2年3月15日 | 令和2年3月14日 | 令和2年3月14日 | 令和2年3月16日 | | 15,000,000 | 1,000,000 | 随意契約 |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

資料９

# （写真イメージ）

詳細内訳表の写真番号欄に記載の番号と合致すること。

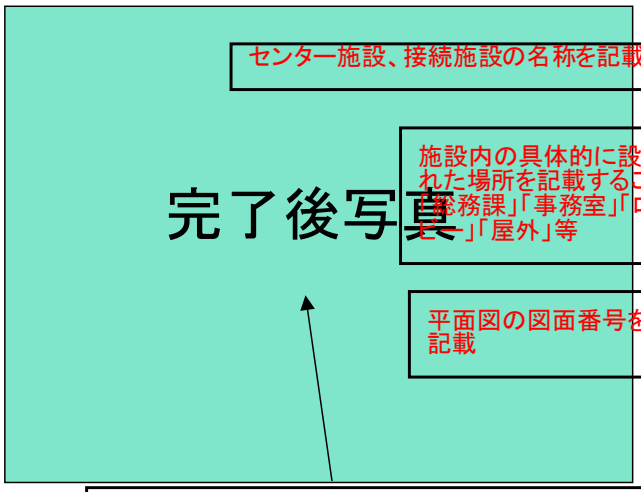


写真番号　１
施設名　〇〇〇役場
設置場所　〇〇課
内容
送信機
図面番号　１
撮影位置　①

センター施設、接続施設の名称を記載

施設内の具体的に設置された場所を記載すること。「事務課」「事務室」「ロビー」「屋外」等

平面図の図面番号を記載

複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにすること

平面図に記載の撮影位置の番号を記載

写真番号　２
施設名　〇〇〇役場
設置場所　〇〇課
内容
送信機
図面番号　２
撮影位置　②

写真番号
施設名
設置場所
内容
図面番号
撮影位置

**資料 10**

令和　　年　　月　　日

耐震性確保に係る証明書

○○放送株式会社
　代表取締役　△△△△　殿

○○工事株式会社
□□□□　印

契約名「令和○年度「○○放送」地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」において、整備した施設・設備については、放送法関係法令等において耐震対策として定める措置を満たしていることを証明します。

措置に当たっては、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修)」、「各種合成構造設計指針・同解説（一般社団法人日本建築学会編集)」も含めて、設備機器等の設置に当たって活用可能な耐震設計指針等を用いて、所定の計算方法に基づく耐震設計計算の実施等により、耐震性の確保が客観的に証明できるものであること。

可搬型の施設・設備を整備する場合、提出不要。

**資料 11**

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業　実績報告審査表（補助事業者チェック用）

| | | | 補助事業者名： |
|---|---|---|---|
| 番　号 | 審査事項 | 適　否 | 適否の補足<br>※どう確認したかを簡潔に記載（確認に使用した資料、確認方法などを明記） |
| 1 | 交付申請（もしくは変更承認）と実績報告の事業目的・内容は同一か？ | 適 ・ 否 | |
| 2 | 補助事業で整備した設備等は正常に稼働しているか？<br>（常時使用状態にあるか？倉庫等に保管されていないか？） | 適 ・ 否 | |
| 3 | 補助事業完了時の確認方法について、適切に行ったか？<br>（時期、実施者、確認方法等できるだけ詳細に補足欄に記載すること。） | 適 ・ 否 | |
| 4 | 会計帳簿及び証拠書類等は、整理保管されているか？ | 適 ・ 否 | |
| 5 | 補助金交付申請書等補助事業に関する書類は、整理保管されているか？ | 適 ・ 否 | |
| 6 | 取得財産台帳を作成したか？ | 適 ・ 否 | |
| 7 | 契約について<br>（1：入札（一般競争入札）　2：入札（指名競争入札）　3：（随意契約）） | 1 ・ 2 ・<br>3 ・ 混在 | |
| | 入札の場合の金額の比較<br>（複数契約がある場合、契約毎に記載。混在の場合も契約毎に記載。） | | |
| | 交付申請時：　　円←→入札額　　円 | | |
| | 施工業者名：　　工事内容： | | |
| | 施工管理（設計管理）業者名： | | |
| | 随意契約の場合　その理由及び施工業者名 | | |
| | （契約の性質、目的が競争を許さない場合など理由を具体的に） | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 8 | 請求書（もしくは領収書）の合計は総事業費と一致するか？<br>（資料8を作成すること。）<br>一致しない場合、理由が積算書総括表（資料6）備考等に記載されているか？ | 適 ・ 否 | |
| 9 | 交付決定日前に工事契約等工事に着手していないか？<br>（請求書等に記載されている契約年月日、工事写真の年月日を確認） | 適 ・ 否 | |
| 10 | 補助事業の経理は、補助事業以外の経理と明確に区分されているか？ | 適 ・ 否 | |
| 11 | 工事費、諸経費（一般管理費等）、雑材料等の積算については、明確な根拠に基づいているか？<br>また、その根拠について積算書総括表の備考等に記載されているか？（基準名は特定できるよう正確に記載してください。 | 適 ・ 否 | |
| 12 | 交付申請時の見積書内訳と実績報告時の請求書内訳との差異表（資料7）は作成したか？ | 適 ・ 否 | |
| 13 | 差異表を作成後、内訳内容が異なる場合は各項目毎にその理由を記載したか？ | 適 ・ 否 | |
| 14 | 積算書、差異表の内訳表の単位の項目は〇〇一式となっていないか？なっている場合は、内訳を記入したか？ | 適 ・ 否 | |
| 15 | 交付決定金額と実績報告金額の差異が生じた場合、その理由を記載したか？ | 適 ・ 否 | |
| 16 | 補助対象外となる設備等は入っていないか？ | 適 ・ 否 | |
| 17 | その他、過剰とみられる設備等は入っていないか？ | 適 ・ 否 | |
| 18 | 図面全体を通して、補助対象と対象外が色分け等で区分されているか？ | 適 ・ 否 | |
| 19 | 主要施設が図面に記されているか？ | 適 ・ 否 | |
| 20 | 検査調書について、検査日は施工業者の工事完了日（補助事業者による検査前の単に施工が完了した日）以後となっているか？ | 適 ・ 否 | |
| 21 | 最後に各々の資料の記載事項に矛盾する点、誤記等がないかを再確認いただき、提出してください。 | 適 ・ 否 | |

## Ⅶ　Q＆A

【応募額が予算額を上回った場合】

問１　応募額が予算額を上回った場合、採択はどのように行うのか。

（答）

まず、交付要綱第３条（定義）並びに第４条（補助対象経費）に照らし補助対象と認められない設備分を控除する審査をした上で、補助対象となり得る設備が予算額を上回ることになった場合は、比較審査を経て、より補助目的に合致するものから順に採択することになると考えている。

【他の基幹放送事業者による整備】

問２　自らが放送するのではなく他の基幹放送事業者の放送の用に供するために基幹放送事業者が整備する場合は補助対象となるか。

（答）

地方公共団体が整備して基幹放送事業者の放送の用に供するケースと同様に、基幹放送事業者等が整備して他の基幹放送事業者の放送の用に供するケースも補助対象となる。

【ギャップフィラー】

問３　受信障害対策中継放送に係る施設・設備は補助対象となるのか。

（答）

受信障害対策中継放送に係る施設・設備については、補助対象とならない。

【既存設備の更新】

問４　既存の施設・設備の更新は補助対象となるのか。

（答）

既存の施設・設備の更新は、補助対象とならない。

【情報カメラ】

問５　送信所に災害対策を目的とした情報カメラを設置したいが、補助対象となるのか。

（答）

情報カメラは、補助対象とならない。

【燃料タンクの整備】

問６　燃料タンクの増設は補助対象となるのか。

（答）

予備電源設備の燃料タンクの増設については、電力供給時間を長時間化する場合に補助対象とする。

【既設の非常用発電機の移設】

問７　津波等水害への対応として、既設の自家発電機・燃料タンクを地上等安全な場所に移設する費用は補助対象となるのか。

（答）

移設のみの場合は、補助対象とならない。

【電力引き込み送電線の二ルート化】

問８　予備電源設備の整備として、商用電源の供給停止に備えるための電力引き込み送電線の二系統化は補助対象となるのか。

（答）

予備電源設備の整備ではないため、原則補助対象とならない。

【本社における予備電源設備】

| |
|---|
| 問９　本社における予備電源設備の整備（燃料タンクの増設等）は補助対象となるのか。 |

（答）

本社における予備電源設備については、原則として補助対象とならない。ただし、番組送出設備又は中継回線設備専用の予備電源設備であると認められる場合に限り、補助対象となる。

【光ファイバの使用】

| |
|---|
| 問 10　予備中継回線設備等を整備する際、同軸ケーブルではなく光ファイバケーブルを使用することは可能か。 |

（答）

容量の関係で同軸ケーブルでは伝送不能、光ファイバの方が耐災害性として有効、光ファイバケーブルの方がコスト的に低廉等の合理的理由がある場合に限り補助対象となる。ただし、必要最低限の仕様とする。

【中継回線設備のレンタル】

| |
|---|
| 問 11　予備中継回線設備で、伝送線路設備（光ファイバ等）を自社で設置せず、レンタルの場合は当初の加入金、工事費は補助対象となるか。 |

（答）

レンタルの場合は、補助対象とならない。

【素材伝送用ＳＮＧ回線】

| |
|---|
| 問 12　ＴＳではなく、番組素材を伝送するためのＳＮＧ回線は予備中継回線設備として補助対象となるか。 |

（答）

ＴＳではない番組素材の伝送設備は中継回線設備とは言えないので、補助対象とならない。

【撤去費】

| |
|---|
| 問 13　「撤去費」はどのようなものが補助対象となるのか。 |

（答）

撤去費については、既存設備を撤去しなければ事業が実施できないと認められる場合に限り補助対象となる。

【例】予備送信機を新たに設置するための送信所局舎内の既存の壁・床等の撤去費用

なお、アナログ中継局の設備等を撤去する費用は、電波法第７８条においてアナログ中継局の免許人に対し空中線等の撤去を義務づけているため、補助対象となることは適切ではない。

【撤去する施設の所有者】

| |
|---|
| 問 14　撤去する施設の所有者と補助事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認められるのか。 |

（答）

本来負担しなくてもよい費用を負担しているとの疑義が残るため、原則認めない。

【申請手数料等】

| |
|---|
| 問 15　「変更検査手数料」等、国に納付される手数料は対象となるのか。 |

（答）

事業主体が補助事業の一環として必要とする各種申請手数料や申請書作成のための調査費用等

について、補助事業の対象となる。その上で、「変更検査手数料」等の適用については下記のとおりである。

（１）事業主体が当該基幹放送局の免許主体と異なる場合

各種申請に係る費用は、当該申請者に係る費用であるため、補助対象とならない。

（２）事業主体が当該基幹放送局の免許主体となる場合

各種申請手数料は、事業主体が免許人と一の者となるため、補助対象となる。ただし、各種申請等に係る事業主体自身に発生する事務費・旅費等は補助対象とならない。

【消費税】

問 16　総事業費に消費税を見込んでも良いのか。

(答)

事業主体が都道府県、市町村（これらの連携主体を含む。）又は一般社団法人等の場合は対象として見込んで差し支えないが、基幹放送事業者等の場合は見込まないこと。

【許認可等に係る事前相談】

問 17　無線設備の変更許可等が必要となる補助事業の場合、申請前に総合通信局等に相談することが必要か。

(答)

国の許認可等が必要となる補助事業については、技術上の問題点を補助金申請前に把握し、解決することが必要であることから、事前に総合通信局等に相談すること。

【共同建設における事前着工】

問 18　他の事業実施主体と共同建設を実施する関係で、交付決定より前に工事に着手することになるが、補助対象となるか。

(答)

いわゆる「事前着工」となり、補助対象とならない。補助対象となるのは、交付決定後に契約が行われ工事着工となった事業のみである。

【契約方式】

問 19　随意契約は可能か。

(答)

事業主体に関わらず、原則として、競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合でも、複数事業者から合い見積もりを取るなど、事業費を極力削減するよう努めること。

【費用按分】

問 20　単独事業や他の国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

(答)

事業主体が実施しようとしている補助事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を本事業の補助対象とすることができるが、目的を異にする事業と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

※　他の事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

※　例えば、鉄塔やラック等も含め、本事業とは異なる事業と共有する場合は全て合理的な方法で按分すること。

【事例】局舎施設を別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積按分を採用した場合。

<table>
<tr><td rowspan="2">（A）本事業部分</td><td>他の事業部分（B）</td></tr>
<tr><td>共用部分（C）</td></tr>
</table>

→　本件補助事業の専有面積（A）と他事業の専有面積（B）により、建物工事の出来高を按分する。共有部分（C）については、（A）と（B）の面積の比率で按分する。

【光ファイバの費用按分】

問 21　光ファイバ敷設等に係る他の事業との費用の按分の方法はどうするのか。

（答）

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。例えば、100 芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが 60 芯、単独事業で敷設するものが 40 芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業利用芯線数と他の事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により補助対象経費を算出する。

イメージ図

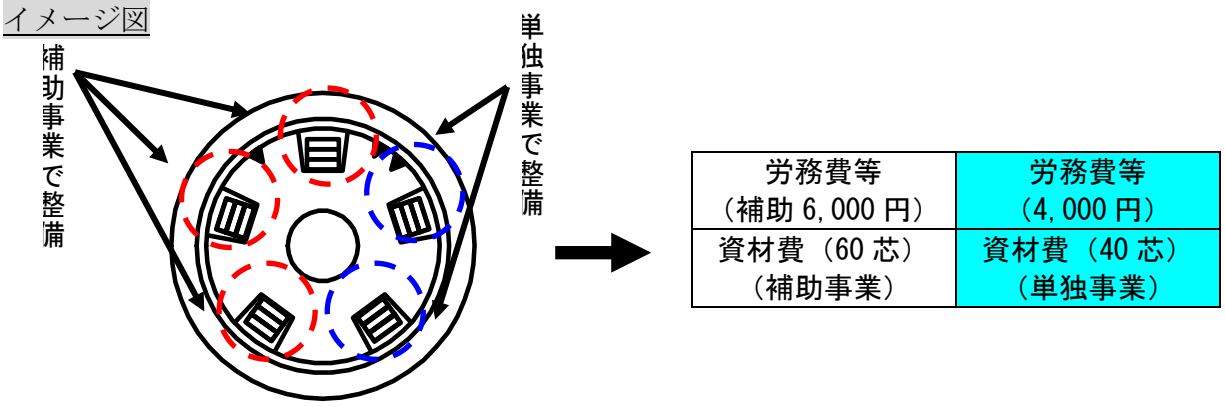


【光ファイバの部材費の按分方法】

光ファイバの部材費については、区間毎に本事業の利用芯線数と他の事業の利用芯線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバの単価（/m）を乗じて補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数}+\text{他事業の利用芯線数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバ単価}$$

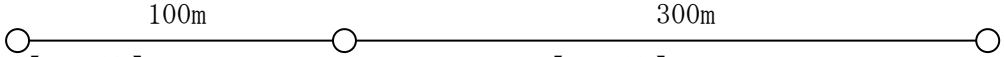


【A区間】
補助事業利用芯線数：40 芯
他事業の利用芯線数：32 芯
光ファイバ単価：800 円

【B区間】
補助事業利用芯線数：8 芯
他事業の利用芯線数：4 芯
光ファイバ単価：400 円

●Ａ区間補助対象経費 $\frac{40\text{芯}}{40\text{芯}+32\text{芯}}$ ×100m×800円＝44,444円

●Ｂ区間補助対象経費 $\frac{8\text{芯}}{8\text{芯}+4\text{芯}}$ ×300m×400円＝80,000円

※　規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【光ファイバ以外の部材費の按分方法】

光ファイバ以外の部材費（例えばクロージャ）については、本事業の利用芯線数と他の事業の利用芯線数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費}=\frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数}+\text{他事業の利用芯線数}}\times\text{部材単価（/m）}$$

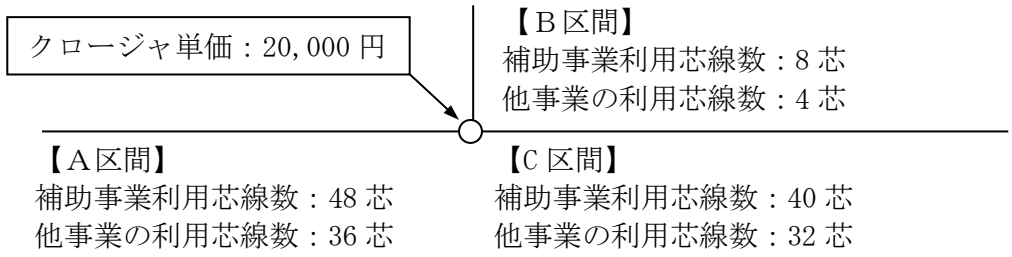


●クロージャ補助対象経費 $\frac{48\text{芯}}{48\text{芯}+36\text{芯}}$ ×20,000円＝11,428円

※　規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバの敷設工事など、区間毎に復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバの敷設工事等の全体経費を、①-(ｱ)で示した補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{按分比率}=\frac{\underline{\text{補助事業利用芯線の距離換算値}}}{\underline{\text{補助事業利用芯線の距離換算値}+\text{他事業の利用芯線の距離換算値}}}$$

補助対象経費＝光ファイバの敷設工事費等×按分比率

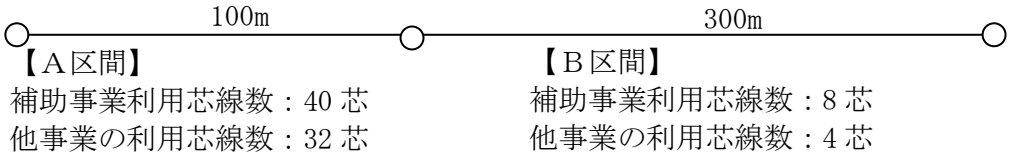


光ファイバ敷設工事費合計：1,000,000円

●補助事業距離換算値＝$\frac{40\text{芯}}{40\text{芯}+32\text{芯}}$ ×100m＋$\frac{8\text{芯}}{8\text{芯}+4\text{芯}}$ ×300m＝255.6m

●他の事業距離換算値＝$\frac{32\text{芯}}{40\text{芯}+32\text{芯}}$ ×100m＋$\frac{4\text{芯}}{8\text{芯}+4\text{芯}}$ ×100m＝144.4m

●按分比率＝$\frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m}+144.4\text{m}}$ ＝0.639

●補助対象経費＝1,000,000円×0.639＝639,000円

【一体施行工事】

問22　補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（補助対象外部分）」の範囲は何か。

(答)

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

（更問）　出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

① 支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

【事故報告】

問23　補助事業が交付申請時の予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

① 事前に事故報告が必要であり、早めに相談を行うこと。

② 事故繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。

③ 事故繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。

④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

【財産処分】

問24　取得価格が50万円未満のものであっても、廃棄又は取壊しを行う場合は財産処分の手続きが必要か。

(答)

取得価格５０万円以下の補助財産に係る財産処分については、手続は不要であるが、特異な例等については総務省（本省）に事前相談されたい。

なお、補助金の交付を受けた地方公共団体、一般社団法人等には、取得財産に対する善管注意義務（交付要綱第１９条の２第３項）が課せられているので、留意すること。

（更問）　補助財産を廃棄せずに取り外して保管する場合、財産処分の手続きが必要か

(答)

適正化法第２２条において財産の処分の制限が規定されているところであるが、「取り外し」のみの

場合は「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成２０年４月３０日総官会第７９０号）に定義される財産処分に当たらないことから、特段の手続を要しない。

なお、やむを得ず施設から取り外した財産については、適正化法第１１条第１項に規定される「善管注意義務」の考え方を踏まえ、善良な管理者の注意をもって保管に努めるものとし、適正化法第３条第２項の規定の趣旨を理解し、有効活用に向けた努力を怠らないようお願いしたい。

【他の補助金で整備した施設の流用】

| 問 25　本事業で整備した施設を他の補助事業に流用する場合、財産処分の手続きが必要か。 |
|---|

(答)

本事業で整備した施設を他の目的で使用する場合は、目的外使用として財産処分の手続きが必要となる。なお、国庫納付の条件については交付要綱及び総務省会計課通知の財産処分承認基準第３等に示されている国庫納付免除規定に該当するとされる場合は国庫納付の条件を付さずに承認することとなる。

【留意点】

| 問 26　交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。 |
|---|

(答)

以下の点に留意願う。

（１）小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てとする（次の（３）③の経常利益率を除く）。

ただし、補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

（２）外貨建て取引経費の円換算

- 海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者の規程等によるレートを使用すること（その際、レート換算の証拠書類を添付)。
- 為替差益損については、経費の対象外とする。

（３）自社、１００％子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除

補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式（※）による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものからも応札があった場合を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式（自動落札方式）：定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式（競争契約の原則的選定方式)。

・補助事業者自身
・補助事業者の１００％出資の子会社、孫会社等、又は親会社
・協議会等の構成員及びその１００％出資の子会社、孫会社等、又は親会社

なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用すること。

＜利益排除の方法＞
① 製造原価を証明する方法
② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは０の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第２位以下を切り上げた数値（X.X%）とする。
※③の場合は、実績報告時点の直近の確定決算における値を使用する。

＜１００%出資の考え方＞
親会社Ａが子会社Ｂに１００%出資していない場合でも、親会社Ａが別に出資する子会社Ｃを通じて、実質上１００%出資している場合には、利益排除の対象とする。

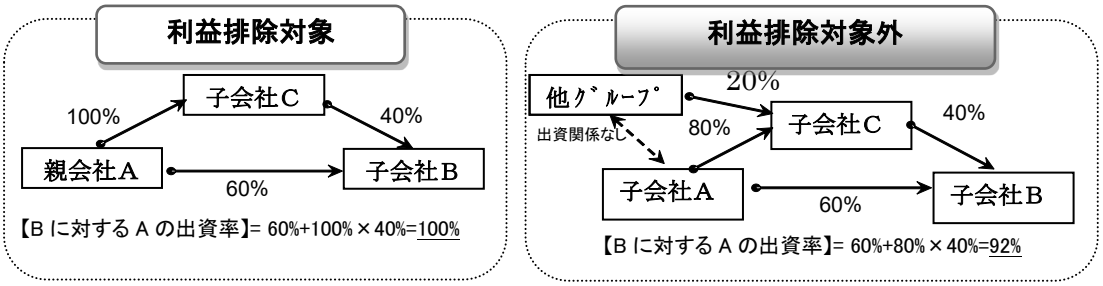


・事業期間中の変更について
事業期間中に出資比率が変動して、新たに１００%子会社等となった場合、もしくは１００%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更すること。
・発注経費の妥当性を証する書類
利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

【連携主体】

| |
|---|
| 問 27　連携主体により補助事業の申請を行うことができるか。 |

(答)
都道府県若しくは市町村又は認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者が可能であり、それ以外の連携は認められない。また、連携している団体の費用の按分の資料を別途提出していただく必要がある。

【複数の設備等の整備】

| |
|---|
| 問 28　複数の設備等の整備の申請を一つの事業として行うことは可能か。 |

(答)
可能である。

【耐震対策】

| |
|---|
| 問 29　経済性を考慮し、補助事業実施前に整備してあったラック等に補助対象設備を追加で配備する場合に、当該ラック等に対して放送法関係法令等に定める耐震対策を講ずるための措置に係る経費を補助事業の対象とすることは可能か。 |

(答)
補助対象設備を配備することによって、放送法関係法令において耐震対策として定める措置が満た

されなくなることが明らかな場合の耐震対策の措置は補助対象として差し支えない。

問 30　放送法関係法令等により耐震対策が求められていない設備について、耐震対策を講ずるための措置に係る経費を補助事業の対象とすることは可能か。

(答)

原則、放送法施行規則第１０７条１項及び２項に耐震対策として定める措置は補助対象として差し支えないが、それ以上の措置に係る経費は補助事業の対象とはできない。

問 31　放送法施行規則第１０７条の「通常想定される規模の地震」、「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備」、「大規模な地震」とは、それぞれ具体的にどのようなものか。

(答)

「通常想定される規模の地震」とは震度５弱程度の地震である。「大規模な地震」とは、平成７年の兵庫県南部地震のような大規模な地震である。(以上、放送法関係審査基準（平成 23 年６月 29 日総務省訓令第 30 号))

「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備」とは、「基幹放送に関する技術等に係る申請の手引き」の表２、４、５において「（４）耐震対策③①、②に関する大規模地震対策」の欄に「○」が付されている施設である。

（例）超短波放送に係る放送設備にあっては「番組送出設備」、「親局へ送信する中継回線設備」及び「親局の送信設備」である。

問 32　本事業において整備した可搬型の予備設備について、災害時など、緊急時に一時的に他事業者に貸与することは可能か。

(答)

可能である。また、補助事業者の本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に貸与して使用させる場合は交付要綱第 19 条の２第１項に規定する総務大臣の承認を要しない（財産処分には該当しない。）。ただし、貸与前に①貸与先②貸与先における用途③想定される貸与期間を申告し、返却後に返却を受けた旨を申告すること。また、仮に破損等した場合は、補助事業者の責により修復すること。

問 32 更問　有償で貸与することは可能か。

(答)

補助事業により整備したことに鑑み、無償で貸与すること。

問 33　本事業において整備した予備設備について、他事業者に保管業務を委託することは可能か（他事業者の施設に設置することは可能か。）。

(答)

可能である。ただし、補助事業者には、取得財産に対する善管注意義務（交付要綱第 19 条の２第３項）が課せられていることに留意すること。契約書等において、破損等した際の責任の所在を明記すること。

問 34　補助事業において整備した設備を現用とし、旧設備を予備設備とすることは可能か。

(答)

本事業の対象はあくまでも予備設備であることから、不可である。

問 35　可搬型の予備設備を整備する場合に、平時の据え付けに要する費用は補助事業の対象となるか。

（答）
据え付けに要する費用も対象となる。

問 36　可搬型の予備設備を整備した際、当該設備を平時に訓練等で活用することは可能か。

（答）
可能である。ただし、補助事業者には、取得財産に対する善管注意義務（交付要綱第 19 条の２第３項）が課せられていることから、補助事業者の管理の下、訓練等を行うこと。仮に、破損等した場合は、補助事業者の責により修復すること。

問 37　可搬型の予備設備を連携主体が共同で整備することは可能か。

（答）
可能である。ただし、申請時に提出する「連携主体の代表承認書」等において整備後の管理者（連携主体の幹事社を想定）を明らかにすること。

問 38　可搬型の予備送信設備を整備する場合、複数チャンネルに対応できる仕様とすることは可能か。

（答）
可能である。ただし、補助目的の達成のために真に必要なものとして、可搬型の予備送信設備で代替を予定している送信所から発射する電波に限ることとし、過剰な整備とならないか留意すること。

問 39　可搬型の予備送信設備を整備する際、配備が想定される送信所により環境（必要なケーブル長、移動距離　等）が異なるため、給電線を複数本整備したいが全て補助対象となるか。

（答）
複数給電線を整備する場合は、最も汎用性が高いと考えられる給電線１本（１系統分）（その他必要となる取り付け金具等一式）に限り補助対象とする。

問 40　過去に「放送ネットワーク整備支援事業」を活用し予備設備を整備したが、本事業により、更に予備設備を追加することは可能か。

（答）
可能である。

問 41　可搬型の予備設備を整備する場合に、想定される使用箇所が複数あるが、交付要綱様式第１号別紙１第１７のうち、「施設の設置場所」欄には何を記載すれば良いか。

（答）
「施設の設置場所」には平時の保管場所を記載すること。なお、保管場所は、補助目的の達成のため、善管注意義務を履行可能な、適切に保管できる場所を選定すること。

問 42　可搬型の予備設備を整備する場合に、当該設備を輸送する際にのみ使用する機器・設備（車両、除振のための機器等）は補助対象になるか。

（答）
輸送するための機器・設備については、補助対象にならない。

問 43　可搬型の予備送信設備を整備する場合、災害時の免許形態は「臨機の措置」として手続きすることとなるのか。また、平時の保管状態では免許はどのようになるか。

（答）
災害時は、可及的速やかに可搬型の予備送信設備を活用して必要な情報提供手段を確保する必

要があるため、基本的には、「臨機の措置」として免許することが想定される。平時の当該設備の保管状態においては、容易に電波を発射しうる状態になければ無線局に該当しないため、免許手続きは不要である。

問 44　可搬型の予備設備を整備する場合に、平時は通常の予備機器として活用し、災害時に取り外して活用することは可能か。

(答)

可能である。ただし、補助目的の達成のために真に必要なものであり、過剰な整備とならないか留意すること。例えば、当該可搬型の設備を平時に活用する送信所が遠方にある場合など、可搬型の設備として活用できないこと（補助目的の達成が困難であること）が想定される場合は補助対象とならない。

「無線システム普及支援事業費等補助金（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）」執行マニュアル

（問い合わせ先）
総務省情報流通行政局地上放送課

電話/FAX　03-5253-5949/03-5253-5794